津波災害対策編

薩摩川内市地域防災計画

【津波災害対策編】

令和7年度

薩摩川内市防災会議

薩摩川内市 地域防災計画の目次

津波災害対策編目次

				PAGE
第1	部	総則		
/ ↓ I	第1章			1-1-1
	第2章		ョッカルサー 画の方針、構成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第3章		災関係機関の業務の大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第4章		の地域特性及び津波災害特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第5章		字の想定	1 7 1
	310-	第1節	- *^ *	1-5-1
		第2節	被害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-5-3
		第3節		1-5-5
		分の別	地長寺切次・	1-5-5
第2	部	津波	災害予防計画	
	第1章	章 津海	皮災害予防の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 2-1-1
	第2章	章 津海	皮災害に強い地域づくり	
		第1節	津波災害防止対策の推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-2-1
		第2節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進計画	2-2-8
		第3節	防災構造化の推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-2-10
		第4節	建築物災害の防止対策推進	
			(耐震診断・改修の促進等)計画	2-2-11
		第5節	ライフラインの災害防止対策の推進計画 ・・・・・・・・・・・・・	2-2-12
		第6節	危険物災害等の防止対策の推進計画	2-2-13
		第7節	津波防災研究等の推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-2-14
	第3章	章 迅;	速かつ円滑な津波災害応急対策への備え	
		第1節	防災組織の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3-1
		第2節	通信・広報体制の整備計画	2-3-5
		第3節	津波等観測体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3-9
		第4節	消防体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3-10
		第5節	避難体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3-12
		第6節	救助・救急体制の整備計画	2-3-19
		第7節	交通確保体制の整備計画	2-3-21
		第8節	救援物資等の輸送体制整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3-22
		第9節	医療体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3-23
		第10餌	i その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備計画 ······	2-3-24
		第11節	i 複合災害対策体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3-29

第4	章 市民	との防災活動の整備	
	第1節	防災知識の普及啓発計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-4-1
	第2節	防災訓練の実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-4-5
	第3節	自主防災組織の育成計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-4-8
	第4節	市民及び事業者による地区内の防災活動促進計画	2-4-12
	第5節	防災ボランティアの育成計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-4-13
	第6節	企業防災の推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-4-16
	第7節	要配慮者の安全確保計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-4-17
第3部	津波	災害応急対策計画	
第1	章 活動	か体制の確立	
	第1節	応急活動体制計画	3-1-1
	第2節	情報伝達体制計画	3-1-1
	第3節	災害救助法の適用及び運用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1-13
	第4節	受援・応援体制計画	3-1-14
	第5節	自衛隊の災害派遣計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1-17
	第6節	技術者・技能者及び作業者の確保計画	3-1-18
	第7節	ボランティアとの連携等計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1-19
	第8節	災害警備体制計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-1-21
第2	章 初動	加期の応急対策	
	第1節	津波警報等及び津波情報等の収集・伝達計画	3-2-1
	第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達計画	3-2-7
	第3節	広報計画	3-2-1
	第4節	消防活動計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-2-14
	第5節	危険物の保安対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-16
	第6節	水防・土砂災害等の防止対策計画	3-2-17
	第7節	避難計画	3-2-18
	第8節	救助·救急計画 ·····	3-2-21
	第9節	交通確保・規制計画	3-2-23
	第10節	緊急輸送計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-2-25
	第11節	緊急医療計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-2-28
	第12節	要配慮者への緊急支援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-35
第3章	章 事態	(安定期の応急対策	
	第1節	食料の供給計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-3-1
	第2節	応急給水計画	3-3-5
	第3節	生活必需品の給与計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-3-8
	第4節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画	3-3-10

PAGE	

	第5節	し尿・ごみ・清掃計画	3-3-13
	第6節	障害物の除去対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-3-16
	第7節	行方不明者の捜索、遺体の処理等計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-3-18
	第8節	住宅の供給確保計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-3-20
	第9節	文教対策計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-3-24
	第10節	義援金・義援物資等の取扱い計画	3-3-26
	第11節	農林水産業災害の応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-3-28
第4	章 社会	※基盤の応急対策	
	第1節	電力施設の応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-4-1
	第2節	ガス施設の応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-4-3
	第3節	上水道施設の応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-4-5
	第4節	下水道施設の応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-4-7
	第5節	電気通信施設の応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-4-8
	第6節	道路・河川等公共施設の応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-4-9
	第7節	鉄道施設の応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-4-11
第4部	津波	災害復旧・復興計画	
	第1節	地域の復旧・復興の基本的方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4-1-1
	第2節	迅速な原状復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-1-3
	第3節	計画的復興計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4-1-5
	第4節	被災者等の生活再建等の支援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-1-6
	第5節	被災者への融資措置計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-1-8

第 1 部 総 則

第1部 総則

第1章 計画の目的等

薩摩川内市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条及び水防法 (昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の規定に基づき、薩摩川内市防災会議が作成する計画であっ て、薩摩川内市、鹿児島県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機 関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市における災害に関わる災害予防、 災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の保全を図り、もって市民の生命、身体及 び財産を災害から保護することを目的とする。

津波や津波をもたらす地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第 1部第1章 計画の目的等】を参照する。

第2章 計画の方針、構成

津波をもたらす地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第1部 第2章 計画の方針、構成】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1 計画の方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

薩摩川内市の防災基本構想

快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

1 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

地域ぐるみによる高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対する災害時の救助体制、避難所、避難場所の周知及び誘導、一般市民はもとより避難行動要支援者に対する防災体制の確立を推進する。

2 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

災害の発生を未然に防止し、又は災害による被害の拡大を防ぐため、関係機関と協力して各種 法令に基づく各種防災対策を推進する。

安全・安心な暮らしを実現するため、防災意識向上や、安全対策を含む防災関連情報の周知、 地域ぐるみの活動の推進、関係施設の整備、災害発生時に即応できる体制の強化などに努める。

3 地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

市内の危険箇所の現状、地域住民のおかれた環境を周知し、過去の災害経験を伝承する。再度の災害に備え、蓄積された災害情報を活かし、防災情報の収集及び伝達体制を確立し、危険箇所や避難情報を迅速に市民へ提供できる体制を目指す。

4 安全性と利便性の質を高めるまちづくり

自然災害から市民の生命や財産を守り、被害を軽減するため、地震・津波対策や土砂災害・洪水害対策など安全で災害に強い社会基盤の整備に取り組みます。

5 市民みんなで考え、行動するまちづくり

市民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的

な防災活動への参加を促す等、市民における自助、共助による防災意識の高揚と自主防災組織 の更なる強化を推進します。

第2 計画の留意事項

1 減災への取組み

災害対策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮 を要する者(以下「要配慮者」とする。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

2 複合災害への備え

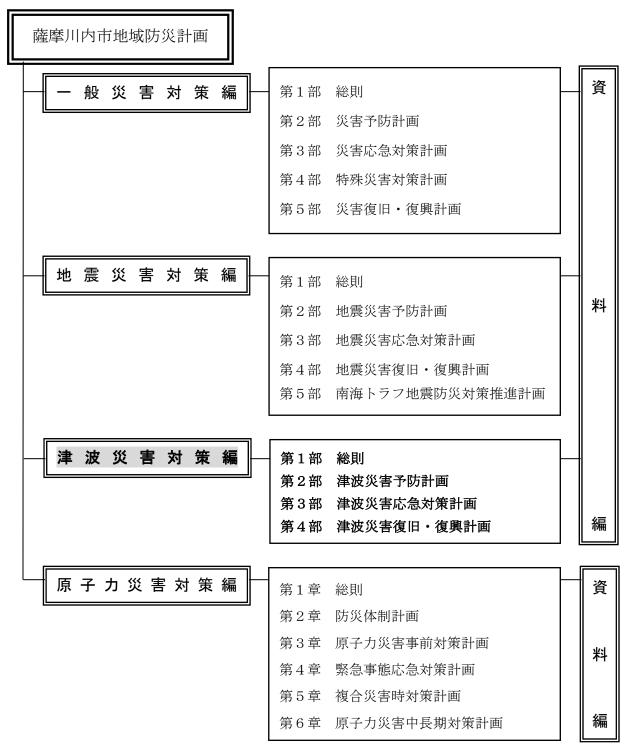
市は、施策の推進にあたっては、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた復旧・復興の推進

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第3 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地形、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、 次の事項について定めたものである。



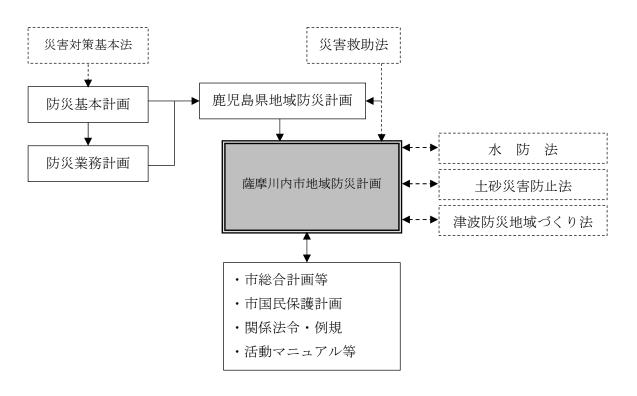
第4 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第5 他計画との関係

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき、防災業務計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に準拠し、必要な調整を図るとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条の規定に基づく市基本構想及び市基本計画に矛盾することのないよう検討を行う。



本計画の構成における各編の概要

①一般災害対策編	
第1部 総則	一般災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の異常な自然現象又
	は大規模な火事若しくは爆発その他)及び特殊災害(林野火災、海
	上災害、鉄道事故、道路事故、危険物災害等)に関して、危険箇所
	の現況、想定される災害を明示し、防災対策の基本方針、市及び関
	係する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等を定める。
第2部	防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び
災害予防計画	防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、又は被
	害を最小限に防止するための施設等の整備、事前措置を中心に計画
	を定める。
第3部	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の拡大を
災害応急対策計画	防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・
	伝達及び消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の措置
	等に係る計画を定める。
第4部	特殊災害に関する災害発生時における応急的措置についての計画
特殊災害対策計画	を定める。
第5部	災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生
災害復旧・復興計画	活安定の確保、資金援助等についての計画を定める。

②地震災害対策編	
第1部 総則	地震災害に関して、危険箇所、想定される震源等を明示し、一般
	災害対策同様に防災対策の基本方針等を定める。
第2部	地震災害発生時における被害の拡大を防止するため、施設の整備、
地震災害予防計画	事前措置等に係る計画を定める。
第3部	地震災害発生時における応急的措置の対策について、職員の動員
地震災害応急対策計	配備、災害対策本部の設置基準、被害情報の収集、被災者の救援・
画	救助活動、避難対策等の応急措置に係る計画を定める。
第4部	地震災害における復旧・復興の実施にあたっての事業計画等に関
地震災害復旧·復興計画	する基本的方針、生活安定の確保、資金援助等に係る計画を定める。
第5部	南海トラフ地震における関係者との連携確保、津波からの防護、
南海トラフ地震防災	円滑な避難の確保及び迅速な救助等に係る計画を定める。
対策推進計画	
③津波災害対策編	
第1部総則	津波災害に関して、危険箇所、想定される津波規模等を明示し、
	一般災害対策同様に防災対策の基本方針等を定める。
第2部	津波災害発生時における被害の拡大を防止するため、施設の整備、
津波災害予防計画	事前措置等に係る計画を定める。
第3部	津波災害発生時における応急的措置の対策について、職員の動員
□ 津波災害応急対策計 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	配備、災害対策本部の設置基準、被害情報の収集、被災者の救援・
曲 teta lua	救助活動、避難対策等の応急措置に係る計画を定める。
第4部	津波災害における復旧・復興の実施にあたっての事業計画等に関
津波災害復旧・復興計画	する基本的方針、生活安定の確保、資金援助等に係る計画を定める。
④原子力災害対策編	田中国フキが母手によりは7国フキの中の世の日本に関する。 叶の
第1章 総則	川内原子力発電所における原子力災害の防災対策に関して、防災
第9 辛	関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定める。
第 2 章 防災体制計画	原災法の規定による対応として、九州電力からの警戒事態、施設 敷地緊急事態の通報及び原子力緊急事態宣言発出時における市の対
第3章	原災法及び災対法等に基づき実施する事前対策の基本方針を定
■	め、日常における各種の活動体制の整備、事業者の責務、事業者防
計画	災業務計画に関する諸手続き、事業者からの報告の徴収及び立入検
	査、原子力防災専門官との連携、総合的な訓練等に係る計画を定め
	5.
第4章	警戒事態、施設敷地緊急事態通報時や原子力緊急事態発生時等に
緊急事態応急対策計	おける応急対策を中心に記載し、情報の収集・緊急連絡体制、活動
画	体制、安全確保の方針、防護対策及び被ばく管理、避難誘導、避難
	場所での生活、要配慮者等への配慮に関する計画を定める。
第5章	複合災害時における災害応急体制、情報の収集・緊急連絡体制、
知り平	
複合災害時対策計画	防護活動、緊急輸送活動体制、救急・救助、消火及び医療活動、市
	防護活動、緊急輸送活動体制、救急・救助、消火及び医療活動、市 民への情報伝達活動について定める。
	民への情報伝達活動について定める。 原子力緊急事態解除宣言後の緊急時モニタリング調査、その結果
複合災害時対策計画	民への情報伝達活動について定める。

第3章 防災関係機関の業務の大綱

津波をもたらす地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第1部 第3章防災関係機関の業務の大綱】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を 期する。

第1 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なものであると間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に配慮しなければならない。

第2 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所の事業者(管理者)は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、 市及び県が処理する防災業務について、自発的に協力する。

1 市民の責務

基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助けあって確保する」共助が防災の基本である。

市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に地震災害に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市及び県と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の責務

基 本 的 責 務

事業所の管理者(事業者)は、自らの防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市、県及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

〈第1部 第4章 市の地域特性及び津波災害特性〉

第4章 市の地域特性及び津波災害特性

第1 薩摩川内市の地域特性

1 概 要

(1) 地 質

地質については、海岸河口地帯は、安山岩を基盤とし、その上層部に砂丘、砂層が発達 し、市域各河川の流域は、沖積された砂礫層、砂交り礫質、粘土層、ローム層その他主とし て洪積層から構成されている。

本県地質の特徴とされているシラス土壌の沖積は、市域が霧島火山帯の影響が少ない外部に当たるのでシラス土壌の沖積は割合に低く、市域のシラス地帯は、東側の一部に散在する程度であり、その面積は、全体の7~8%程度と思料される。(県全域のシラス地帯の面積は、約51%である。)

2 薩摩川内市の災害の特性【 資料編*1 参照 】

薩摩川内市は、平成9年3月から5月にかけて、震度5強、6弱という大きな地震が、鹿児島県北西部(薩摩地方)を震源として発生し、本市においても、家屋の損壊や崖崩れ、宅地の液状化及び墓石の倒壊による被害等が発生した。今後、より一層の地震に対する警戒が不可欠である。

《参考》

鹿児島県における津波災害については、次の「津波被害の記録(江戸時代までのもの)」を参照

津波被害の記録 (江戸時代までのもの)

1 南海トラフ沿いの地震による津波

- (1) 慶長地震津波
 - 慶長9年12月16日(1605年2月3日)のマグニチュード8級の南海トラフ沿いの地震に よる。
 - ・ 本県での遡上域など被害は未詳だが、東目【大隅】から西目【薩摩】にかけての海浜に大 浪が寄せて来て、建屋のことは言うに及ばず、人も多数被害を受けた旨の記録(樺山権左衛 門尉久高の譜の中の島津義久書状)がある。
- (2) 外所地震による津波
 - ・ 寛文2年9月19日(1662年10月30日)に日向灘で起きたマグニチュード7級の「外所 (とんところ/とんどころ)地震」による津波は、延岡市付近で3~4m、宮崎市付近で4 ~5m、志布志湾付近で2~3mと推定されている。
 - ・ 寛文2年10月(1662年11月)に、大隅が大地震で、[山が崩れ海が埋まり]、海が陸となった旨の江戸時代の記録(続史愚抄、玉露叢、三国名勝図会)があったが、明治以降の災害資料集(日本震災凶饉攷ほか)で、外所地震と混同されてか、大隅も陸が海となったとされ

^{*1 ●} 資料 1.4.2 災害の記録

た。

(3) 宝永地震津波

- ・ 宝永 4 年 10 月 4 日 (1707 年 10 月 28 日)のマグニチュード 8 超の南海トラフ沿いの地震による津波で、大分・宮崎では死者や多くの家屋の流失の記録があり、津波高 $3 \sim 4$ m と推定されている。
- ・ 地震で潮水が大いに溢れ、【西之表市太平洋側の】現和村の庄司浦で人家が十軒流失した との記録(種子島家の家譜)があり、種子島北部での津波高5~6mと推定した論文(羽鳥、 1985)がある。

2 その他

- (1) 寛延元年8月(1748年9月)の串木野・羽島や寛政元年(1789年)の串木野・島平の海沿いの神社(神社仏閣調帳)と、寛延元年9月2日(1748年9月24日)の市来・湊町の地頭館(三国名勝図会)に津波があり、宝物や書類が流失したとあるが、波源となる地震が推定されておらず、少なくとも最後の日付については、大風が吹いて薩摩半島は大潮で、市来・串木野では海辺の家が流れたり破損して死人もあったらしいとの記録(三州年代記)がある。
- (2) 安永7年8月7日(1778年9月27日)に沖永良部・湾の代官仮屋まで津波が遡上し石垣が崩れたり大魚が打ちあがった記録(沖永良部島代官系図)があるが、地震が推定されておらず、同日及び翌日に大風があって高倉が多数倒れ船が流失したとの大島の記録(大島代官記)があり、台風など気象による高潮が疑われる。

	西暦年月日	波源域	遡 上 地	人的被害	備考
1 (1)	1605. 2. 3	南海トラフ沿い	鹿児島全域	多数	慶長地震
1 (2)	1662.10-11	日向灘	大隅	記録なし	日向と混同か
1 (3)	1707.10.28	南海トラフ沿い	種子島	記録なし	宝永地震
2 (1)	1748. 9ほか	_	串木野、市来	記録漠然	高潮か
2 (2)	1778. 9. 27	_	沖永良部	記録なし	高潮か

第5章 災害の想定

本県では、シラスなどの特殊土壌が県土のほぼ全域に分布し、海岸線が長く、多くの火山や 島しょを有するなどの地域特性のため、豪雨や台風による災害、火山噴火災害、地震・津波災 害など、これまでも様々な災害が発生してきた。

このような地域特性に即した地域防災計画を策定する前提として、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生条件を考慮して、想定すべき災害被害を明らかにし、対策の目標を示しておく必要がある。

津波をもたらす地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第1部 第5章 災害の想定】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1節 地震・津波の想定

第1 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から平成25年度 にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、平成25 年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時 に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名 を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害 など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限 界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要であ る。

第2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- 科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- 想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・ 災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた 幅広いものとする。

第3 想定地震等の考え方

今回想定する地震等は、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下とおり想定することとした。

- ・ 地域における過去最大の地震と同規模以上の地震(基本はマグニチュード7又は8クラス)
- ・ 可能な範囲で最新の科学的知見(国のデータ等)を踏まえた想定(南西諸島海溝沿いのマ グニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。)
- ・ 本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定(本県及び周辺地域に分布する活断層 等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定)

- ・ 国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・ 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

第4 想定地震等の概要

- 1 想定地震等の位置図【 資料編*1参照 】
- 2 想定地震等の概要【 資料編*2 参照 】
- 3 想定津波の波源ごとの最大津波【 資料編*3 参照 】
- ※ 詳細は、「地震等災害被害予測調査報告(災害想定の概要)」(鹿児島県HP)を参照

第5 本市における想定地震

1 想定地震

本計画が前提とする想定地震は、鹿児島県の地震・津波の想定を考慮した上で、県西部直下及 び甑島列島東方沖を震源とした震度6強を想定する。

想定地震	最大震度
②県西部直下の地震(本土)	震度6強
③甑島列島東方沖の地震(本土)	震度6強

2 波源ごとの最大津波

本市に大きな影響をもたらす最大津波は次のとおりである。

相合业的	市(本土)		市(甑島)	
想定地震	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
②県西部直下	1 1	3. 13	3 9	3. 29
③甑島列島東方沖	3 0	4.69	1 9	9. 25

^{*1 ●} 資料 1.5.1-(1) 想定地震の位置図

^{*2 ●} 資料 1.5.1-(2) 想定地震等の概要

^{*3 ●} 資料 1.5.1-(5) 想定津波の波源ごとの最大津波

第2節 被害の想定

第1 被害想定の前提条件【 資料編*4 参照 】

- 季節、時刻が異なり想定される被害が異なる3種類のシーンを設定
- 風速は、各市町村の最寄りの観測所における最大風速を設定
- 避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」 の4パターンを設定

設定するシーンは次のとおり。

項目	想定内容
	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危
冬・深夜	険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。
	・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
	・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場
百 日10	合が多い。
夏・昼12	・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の
時	倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。
	※ 沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くな
# # 1 O	る。
冬・夕18	・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞在者が多数存在する。
時	・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり交通被害による人的
	被害や交通機能支障による影響が大きい。

[※] 被害想定は、 内閣府の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」が公表した手法 を基本とした。

第2 被害想定の概要

※ 詳細は、「地震等災害被害予測調査報告(被害想定の概要)」(県HP)を参照

1 被害想定項目

項目	想定内容
	液状化による建物の全半壊棟数
	地震動(揺れ)による建物の全半壊棟数
建物被害	斜面崩壊による建物の全半壊棟数
	津波による建物の全半壊棟数
	火災による建物の全半壊棟数
	ブロック塀等の倒壊件数
落下物等	自動販売機の転倒台数
	屋外落下物が発生する建物棟数

^{*4 ●} 資料 1.5.2-(1) 被害想定の前提条件(再掲)

項目	想定内容		
	建物倒壊(揺れ)による死傷者数		
	斜面崩壊による死傷者数		
	津波による死傷者数		
1 66 bb/sh	火災による死傷者数		
人的被害	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による死傷者数		
	屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物)、屋内落下物による死傷者数		
	揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)数		
	津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数		
ライフライン被	上下水道、下水道、電力、通信(電話)、ガス(プロパンガス除く)の被害		
害			
交通施設被害	道路、鉄道、港湾・漁港、空港の被害		
生活への影響	避難者、帰宅困難者、物資		
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物		
その他の被害	エレベータ内閉じ込め、孤立集落		
被害額	建物、ライフライン施設、交通施設、土地(農地)、 その他		

- 2 主な被害想定結果【 資料編*5 参照 】
- 3 被害軽減効果【 資料編*6 参照 】

第3 本市における既往災害

1 地震災害

既往人家、家屋被害等の最多記録

• 人的被害数

重軽傷 1人 (平成9年3月26日~県北西部地震)

· 最多住家被害数

全壊15 戸(平成9年5月13日~ 県北西部地震)半壊52 戸(平成9年5月13日~ 県北西部地震)一部損壊2,184 戸(平成9年5月13日~ 県北西部地震)

2 津波災害

「災害の記録」の範囲では、本市においては津波による被害はない。(資料編を参照)

^{*5 ●} 資料 1.5.2-(2) 主な被害想定結果

^{*6 ●} 資料 1.5.2-(3) 被害軽減効果

第3節 地震等防災・減災対策の目標

第1 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて 災害に備える必要がある。

県では、東日本大震災の教訓や県地域防災計画検討有識者会議の意見、県地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性をとりまとめた。

第2 減災目標

- 地震の揺れによる死者数(平成25年度想定結果)を、今後10年で50パーセント以上減少させる。
- ・ 津波による死者数をゼロにする。

第3 取組の方向性

- ・ 「命を守る」(人的被害の抑止)、「くらしを守る」(生活の確保)、「地域を守る」(経済被害等の軽減)の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・ 多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・ 巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせて実施する。
- ・ 海岸線が長く、多くの火山や島しょを有するなどの本県の地域特性のほか、過疎・高齢化の 進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・ 県、市町村、関係機関、県民等が一体となって取り組む。

第 2 部 津波災害予防計画

第2部 津波災害予防計画

第1章 津波災害予防の基本的な考え方

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

《主な担当班》

□各班

第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におくこと必要がある。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 過去に遡った津波の想定

市は、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

第3 津波想定に係る留意点

市は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界がある

【 津波災害対策編 】

〈第2部 第1章 津波災害予防の基本的な考え方〉

ことに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。

第2章 津波災害に強い地域づくり

第1節	津波災害防止対策の推進計画	□本部総括班 □農林水産班 □建設班 □消防班
第2節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進計画	□本部総括班 □農林水産班 □建設班
第3節	防災構造化の推進計画	□建設班 □上下水道班
第4節 (耐震詞	建築物災害の防止対策推進 诊断・改修の促進等)計画	□本部総括班 □建設班 □各施設管理担当班
第5節	ライフラインの災害防止対策の推進計画	□上下水道班 □九州電力㈱ □南日本ガス㈱ □西日本電信電話㈱ □日本放送協会
第6節	危険物災害等の防止対策の推進計画	□本部総括班 □消防班
第7節	津波防災研究等の推進計画	□本部総括班 □建設班 □農林水産班

第1節 津波災害防止対策の推進計画

津波対策は、海岸保全施設の整備等の対策を推進するとともに、ソフト面の対策を重視し、迅速に安全な場所へ避難できるよう情報収集・伝達体制、避難対策の整備を推進する。

《主な担当班》

□本部総括班 □農林水産班 □建設班 □消防班局

第1 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

(1) 市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、市域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、 津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域

〈第2部 第2章 第1節 津波災害防止対策の推進計画〉

については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

(2) 県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、海岸保全施設の海側(堤外地)も含めて津波浸水想定を設定する。

市及び県は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、整合的な施設整備に努める。

- (3) 市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (4) 市及び県は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- (5) 市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に整備又は設置する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- (7) 市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (8) 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設の名称及び所在地等について定める。
- (9) 市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (10) 市長は、津波災害警戒区域について、市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (11) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に 関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- (12) 市及び県は、最大クラスの津波に対して、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活

や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

- (13) 市及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
- (14) 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路の アクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を 通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- (15) 市及び県は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

2 避難関連施設の整備

- (1) 市は、避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。
- (2) 市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、 道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 市等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (4) 市及び県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。
- (5) 市及び県は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

3 建築物の安全化

- (1) 市、県及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 市及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (3) 市及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難 路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

【 津波災害対策編 】

〈第2部 第2章 第1節 津波災害防止対策の推進計画〉

第2 津波災害防止対策の推進

1 海岸保全事業の施行

- (1) 河川の河口地域及び海岸における海岸保全施設を整備するため、必要な海岸保全事業の推進を国・県へ要望する。
 - ア 港湾海岸保全事業
 - イ 農地海岸保全事業
 - ウ 河川、海岸保全事業

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

市は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、 老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に 推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海 岸保全施設の整備を推進する。

第3 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果及び津波危険の把握

津波災害に係る危険性については、県地震等災害被害予測調査(平成24年度~25年度)において、南西諸島沿いや県西部直下、甑島列島沖などを震源とした地震など、計11津波の調査がなされた。

市は、前記調査や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえ、過去の災害記録等も活用しつつ、被害が予想される市域内の津波災害危険予想地域の把握に努める。また、津波の危険性の高い沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難にかかる時間及び避難路上の障害物の有無の把握
- (3) 避難場所等の標高などの配置状況や堅牢度等の調査
- (4) 避難場所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握(防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無)
- (6) 危険区域内に居住する市民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討
- ※ 避難目標地点とは、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。 自主防災組織、市民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標 とする地点をいう。必ずしも避難場所とは一致しない。
- ※ 避難経路とは、避難する場合の経路で、自主防災組織、市民等が設定するものをいう。

第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

- 1 津波予報、避難指示等の伝達体制の整備
 - (1) 津波予報伝達の迅速・確実化
 - ア 情報の入手

市及び防災関係機関は、所定の伝達経路及び手段を整備点検し、沿岸地区への津波予報伝

達の迅速化を図るとともに、夜間・休日における津波予報伝達の確実化に努める。

イ 市民への伝達

市及び消防機関は、市民への津波予報伝達手段として、防災行政無線、全国瞬時警報システム(以下、「J-ALERT」という。)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、携帯電話(緊急速報メールを含む。)、地上デジタル放送、サイレン、広報車等多様な通報伝達手段を確保し、市民や旅行者、海水浴客等への伝達を徹底する。

※ J-ALERTとは、津波情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、 衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市の防災行政無線 を直接起動し、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

また、市は、国からの送信の他、必要により自らJ-ALERTを起動し、緊急情報を伝達できる。

(2) 伝達協力体制

沿岸部の多数の者が出入りする施設の管理者(漁業協同組合、海水浴場等)、事業所及び自 主防災組織等とあらかじめ津波予報の伝達系統の確立等に関し継続して協議を行い、協力体制 の増強に努める。

(3) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、関係機関の協力を得て具体的な避難指示等の基準の策定に努めるものとする。

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波の来襲が想定される区域について、地震・津波時の避難指示の伝達 と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域に津波地震時用の避難所、津波避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置 状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

3 津波監視体制

(1) 陸上からの監視

津波監視場所は、海岸付近の低地での監視は行わず、監視者の安全性確保のうえ、過去の津 波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所を設定する。

(2) 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できるよう、関係機関と連携し津波監視担当者を選任する。

4 津波避難計画 【 資料編*1参照 】

(1) 避難対象地区の指定

津波被害想定調査(県が25年度実施予定)に基づく津波危険度や地域の実情を判断し、津波による浸水の危険性が高い避難対象地区を指定し、重点的に避難体制の整備を図る。

^{*1 ●} 資料 2.1.2-(2) 重要水防箇所以外の危険と予想される区域

【 津波災害対策編 】

〈第2部 第2章 第1節 津波災害防止対策の推進計画〉

(2) 避難誘導標識の整備

避難路の整備にあたっては、夜間にも安全に避難できるよう、地震による停電時にも点灯可能な避難誘導標識等の整備に努める。

(3) 避難所の指定

緊急避難施設として鉄筋コンクリート造等の強固な建物を避難所とする。そのため、建物の 所有者の了解を得ておくものとする。

(4) 観光地等の利用者の避難誘導

観光客等の地理的不案内者が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらか じめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難方法、避難所等を定めて おく。

(5) 要配慮者に対する避難誘導・案内板の措置

自主防災組織や地域住民(民生・児童委員、自治会長等)に、要配慮者の避難誘導に対して の協力をあらかじめ得ておき、情報伝達及び避難方法、避難所等を定めておく。

第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報

市は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、市民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

2 津波災害に関する意識啓発

現在の県の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、 津波関連のシンポジウム、講習会の開催、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、市民等に対 し、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

3 津波に関する知識の普及

市民への普及においては、日頃から津波に対する次のような注意事項を繰り返して周知する。

《 津波に対する次のような注意事項 》

- ア 震度4程度以上の地震を覚知したとき、または弱い地震であってもゆっくりと した揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて正しい情報を入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

4 津波に対する防災訓練

(1) 防災訓練

津波災害の危険性の高い地区は、地域の実状に応じて津波の発生を想定し、市民参加の訓練を行うほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 自主避難の啓発

津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう、自主 防災組織等を含めた防災訓練を実施する。特に、津波については個人による自主避難行動が重 要であることから、その啓発に努める。

(3) 市民への避難所等の周知

津波による被害のおそれのある地域の市民については、日常から避難所等を周知させるとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図る。

【 津波災害対策編 】

〈第2部 第2章 第2節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進計画〉

第2節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進計画

津波や地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第1章第1 節 土砂災害等の防止対策の推進計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全 を期する。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □農林水産班 □建設班

第1 土砂災害の防止対策

本県は、広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土 石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。また、津波をもたらす地震時は震源 の近傍を中心に斜面崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害の発生が予測されるほか、 道路交通の不通箇所が予測される。

市及び県は、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

市及び県は、これまでの津波をもたらす地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築 物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策 の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

津波をもたらす地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。 また、本土の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、市及び県は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、 以下の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

県・市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

液状化対策に関し市民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれが ある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等については、市民や関係方面の周知に努め る。

4 液状化現象の調査研究

県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

第3 農地災害等の防止対策

市は、被災した場合の影響が大きい防災重要農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、 県と連携を図りながら、関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整 備に努める。

また、県及び市は、ダムや防災重要農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を 軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策に も努める。

第3節 防災構造化の推進計画

災害を予防するには、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。

津波や地震発生時における対策は、【一般災害対策編 第2部第1章第3節 防災構造化の推 進計画】を参照する。

«	主な担当班	»
	□建設班	□上下水道班

〈第2部 第2章 第4節 建築物災害の防止対策推進(耐震診断・改修の促進等)計画〉

第4節 建築物災害の防止対策推進(耐震診断・改修の促進等)計画

津波や地震発生時における対策は、【一般災害対策編 第2部第1章第4節 建築物災害の防止対策の推進計画】を参照する。

$\langle\!\langle$	主な担当班》		
	□本部総括班	□建設班	□各施設管理担当班

【 津波災害対策編 】

〈第2部 第2章 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進計画〉

第5節 ライフラインの災害防止対策の推進計画

上水道及び下水道施設の耐震性等を強化して、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害 施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

公共下水道は、進展する市街化に対応し浸水災害等の被害を防止するため、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設の整備増強に努める。

津波や地震発生時における対策は、【一般災害対策編 第2部第1章第5節 ライフラインの 災害防止対策の推進計画】を参照する。

《王な担当姓・関係機関》							
□上下水道班	□九州電力㈱	□南日本ガス㈱	□西日本電信電話㈱	□日本放送協会			

第6節 危険物災害等の防止対策の推進計画

消防機関は、危険物(消防法第2条第7項に規定するもの)による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

これらの危険物施設に対しては、消防局及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

津波や地震発生時における対策は、【一般災害対策編 第4部第4章 危険物等災害対策計画】 を参照する。

$\langle\!\langle$	主	10	扣	出	班	>>
//	т.	14	11	=	11/1	//

□本部総括班 □消防班

【 津波災害対策編 】

〈第2部 第2章 第7節 津波防災研究等の推進計画〉

第7節 津波防災研究等の推進計画

市、県及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、津波や地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

《主な担当班》

□本部総括班 □建設班 □農林水産班

第1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・ 構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

第2 地域危険度の調査研究

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握 し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

第1節	防災組織の整備計画	□本部総括班	□消防班
第2節	通信・広報体制の整備計画	□本部総括班 □情報収集応援	□広報班 受班 □消防班
第3節	津波等観測体制の整備計画	□本部総括班	□消防班
第4節	消防体制の整備計画	□本部総括班	□消防班
第5節	避難体制の整備計画	□本部総括班 □福祉班 □消防班	□広報班 □教育班
第6節	救助・救急体制の整備計画	□本部総括班 □福祉班 □消防班	□救護支援班 □建設班
第7節	交通確保体制の整備計画	□農林水産班	□建設班
第8節	輸送体制の整備計画	□本部総括班 □農林水産班 □消防班	□財政車両管理班 □経済対策班
第9節	医療体制の整備計画	□本部総括班 □福祉班	□救護支援班 □消防班
第10億	うるの他の津波災害応急対策事前措置体制の整備計画	□本部総括班 □福祉班 □建設班 □消防班	□市民支援班 □経済対策班 □上下水道班
第11額	市 複合災害対策体制の整備計画	□本部総括班	

第1節 防災組織の整備計画

津波が発生した場合、応急対策をより迅速・的確に実施するためには、防災組織の確立、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておく。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を 反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

〈第2部 第3章 第1節 防災組織の整備計画〉

津波をもたらす地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第 2章第1節 防災組織の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期 する。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □消防班

第1 動員配備体制の強化

1 防災活動体制の整備

(1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や 設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

(2) 初動体制の確立

市は、専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、初動段階の職員参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集 伝達手段の確保等について、事前に検討し、初動体制の確立を図る。

(3) 災害対策本部運営体制の整備

地震災害発生の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の 対策を推進する。

ア 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策 を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

イ 災害対策職員用通信手段の確保

市災対本部・支部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討する。

ウ 災害対策本部(支部)運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災対本部(支部)を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

(4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

津波災害後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

(5) 災害対策本部・支部職員用物資の確保

災害対策本部・支部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2~3日分の 飲料水、食糧、毛布等を備蓄する。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備

1 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、大地震が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行

えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換を迅速に行うための情報連絡窓口の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市、県、及び防災関係機関は、勤務時間外においても相互間の情報収集・連絡体制を確保するため、連絡窓口等体制の明確化に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、 以下の対策を進める。

(1) 日頃からの積極的な情報交換

市、県及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、地区非常通信協議会 と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

県、防災関係機関と自衛隊との応援協定や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 業務継続性の確保

1 市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、平常時から訓練等を実施し、業務継続計画の評価・検証等を行い、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなどに努める。

2 特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

1 応援体制の整備

(1) 支援活動の準備

〈第2部 第3章 第1節 防災組織の整備計画〉

ア 被災市町村及び各関係機関から、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部の設置、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備計画を査定しておく。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を 行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

- イ 職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣 類、情報伝達手段等各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。
- (2) ボランティアとの連携体制の充実
 - ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。
 - イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施される日本赤十字社鹿児島県支部や市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

2 県及び市町村との相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定に基づき、県及び県内の他市町に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

3 緊急消防援助隊の編成

市外への消防広域応援については、県の要請により緊急消防援助隊を派遣する。

第2節 通信・広報体制の整備計画

災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な通信施設や設備を有効適切に 使用できるよう点検整備するとともに、資材の調達方法、調達先について整備、拡充に努める。

- ①未整備あるいは不足している防災施設、設備や資機材の計画的な整備を推進する。
- ②災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手 段や予備手段の確保、非常用電源の整備、被害を受けにくい保管設置場所の確保等の整備を 推進する。

大規模な津波発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第2章第 2節 通信・広報体制の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期 する。

$\langle\!\langle$	主	10	扣	出	班	$\rangle\rangle$
//	т.	14	11	=	471.	- //

□本部総括班 □広報班 □情報収集応援班 □消防班

第1 通信施設の整備

- 1 防災行政無線通信施設の整備【 資料編*1*2*3 参照 】
 - (1) 防災行政無線诵信施設

市民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線(屋外同報方式及び戸別受信方式)及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- ア 津波危険のある地区
- イ 土砂災害警戒区域等
- ウ 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- エ 山地災害危険地区のある地区
- オ 宅地造成工事規制区域のある地区
- カ 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- キ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ク 主要交通途絶予想箇所のある地区
- ケ その他、市防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

^{*1 ●} 資料 2.2.2-(1) 薩摩川内市防災行政無線通信施設等の整備状況一覧表

^{*2 ●} 資料 2. 2. 2-(2) 主要防災関係機関電話一覧表

^{*3 ●} 資料 2.2.2-(3) アマチュア無線クラブ防災協力連絡網

〈第2部 第3章 第2節 通信·広報体制の整備計画〉

2 全国瞬時警報システムの整備

市は、防災行政無線の整備に合わせてJ-ALERTの点検・整備を進め、国から、又はみずから起動できるよう確実な整備に努める。

3 通信・運用体制の整備

- (1) 消防局における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- (2) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (3) 市民への情報提供及び平常時から市民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第2 災害時優先電話(有線通信設備)の整備計画

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても 優先的に通話可能となる。

- (1) 災害時優先電話の使用については、西日本電信電話㈱へ依頼する。
- (2) 災害時優先電話等の有効的な運用体制の整備を行う。
- (3) 災害時優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を確立する。

第3 各種防災情報システムの整備

1 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

- (1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、市災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。
- (2) 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

- ア 安否情報 (死亡者の氏名・住所、避難状況等)
- イ り災情報 (建物被災程度等)
- ウ 生活支援情報(災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等)

2 防災情報システムの整備

- (1) 防災情報通信施設としては、「鹿児島県総合防災システム」及び国の総合防災情報システム (SOBO-WEB) を整備し、その運用を行っている。
- (2) 気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報の所在官公署及び市民等(特に要配慮者関連施設)への伝達体制を確立する。(気象情報自動伝達システムの概要及び運用方法は、

県地域防災計画「気象警報等の収集・伝達」を参照する。)

(3) 災害に強い通信網を構築し、県、市町、消防間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

3 独立電源施設の確保

(1) 庁舎内の独立電源

本庁舎の照明等の機器を含めた非常電源の確保として、ディーゼル発電機(100KVA)を 常備している。

- (2) 支所等における電源設備等の確保 各支所等においても独立電源施設の整備確保を検討する。
- (3) 民間電源設備等の利用 停電に備えて、ディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。

第4 広報体制の整備

1 多様な情報メディアの活用方策の検討

ケーブルTV等の地域のメディアを活用し、視聴覚障害者等に対する音声・文字情報による情報の提供システムを検討する。

2 広報、広聴体制の確立

(1) 市民への広報、広聴体制

災害時に市民への被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、市 民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

(2) 報道機関への通報体制

ア 報道機関を通じての広報については、情報を迅速・的確に発信する。

イ 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

(3) 情報通信ネットワーク、インターネット・メールを通じた情報交換 情報化の進展に伴い、情報通信ネットワーク、インターネット(市ホームページ、市公式L INE、X等のソーシャルメディア、ポータルサイト)、鹿児島防災Web、緊急速報(エリ アメール等)、地上デジタル放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の 地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請しておく。

3 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

地震による被害が防災関係機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

〈第2部 第3章 第2節 通信·広報体制の整備計画〉

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- ア 災害情報通信ネットワークの整備、拡充
- イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

第3節 津波等観測体制の整備計画

津波をもたらす地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第 2章第3節 気象観測体制の整備計画】を参照する。

$\langle\!\langle$	主	な	扣	当	班	$\rangle\rangle$
11		. 0	خندا	_	-	//

□本部総括班 □消防班

第1 津波観測体制の整備

1 震度情報ネットワークシステムの活用

消防庁・県・市町村をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

2 情報伝達体制の整備

(1) 地震観測体制の強化

気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による 地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

(2) 情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として、市防災行政無線の拡充を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

第4節 消防体制の整備計画

津波や地震発生時には、同時多発的な出火に対応した消火活動が必要不可欠な状況となる。これらの津波や地震発生時に対応した消防活動と効率的な火災防止が行えるよう、火災予防施策を推進する。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □消防班

第1 消防力・消防施設等の整備強化対策

- 1 消防力の整備、強化対策
 - (1) 消防団の強化
 - ア 消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。
 - イ 緊急伝達網を通じての召集、参集実施訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。
 - ウ 消防団活性化対策の推進 消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るためソフト面、ハード面からの活性化総合 計画を推進する。
 - エ 消防団と自主防災組織の合同訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、防災体制の中核として、また中心的な 実働部隊として大きな役割を持つ組織である。特に、地域の自主防災組織の牽引者的存在で ある消防団員は、その立場を生かした消防訓練を指導する。

オ 大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格 の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に 取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動 できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

2 消火活動体制の整備

地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水 等の自然水利の活用、プール、ため池等の消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図 るとともに、その適正な配置に努める。

平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及び消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第2 火災危険区域等の防火対策

1 火災危険地域の調査把握【 資料編*1 参照 】

火災危険区域の調査は、薩摩川内市消防計画により実施する。

^{*1 ●} 資料 2.1.3-(1) 火災危険地域

2 危険地域火災予防対策

(1) 防火対策

- ア 人命危険及び延焼拡大のおそれのある地域を指定し、あらかじめ出動部隊数、消防機関からの順路、水利、爆発物件、引火物件、その他危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。
- イ 建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的な火災危険区域や延焼危険区域を想定し、それに対応した防災対策を検討する。
- ウ 消防車の進入が困難な地区においては、特に、初期消火が重要となるので、自衛消防隊等 の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。

(2) 市民への啓発

- ア 講習会や防災訓練により市民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自 主的な地域防災体制の確立を図る。
- イ 毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日~11月15日)、春季全国火災予防運動(3月1日~3月7日)を通じて、火災予防思想の普及向上に努める。

ウ 初期消火等の指導

地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、家庭及び職場での 徹底を図るため消火機器の設置、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及等、出 火防止の指導に努める。

3 関係機関への要請

地震発生後、直ちにラジオ、テレビ等報道機関の協力を求めるとともに、市防災行政無線であらゆる火源の即時消火について市民に周知を図るとともに、状況に応じ被災者への電気・ガスの供給の停止を要請する。

第5節 避難体制の整備計画

津波をもたらす地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部 第2章第4節 避難体制の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全 を期する。

//	主	70	扣	业	班	$\rangle\rangle$
//		14	1 ⊢.	-	1111.	- //

□本部総括班 □広報班 □福祉班 □教育班 □消防班

第1 安全に避難するための計画の策定

1 津波避難計画の策定

市は、津波発生時の避難を円滑に行うため、次の点に留意の上、市域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

- (1) 津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況などの地域の実情を踏まえる。
- (2) 津波避難計画の検討に当たっては、市民民、自主防災組織、NPO法人、消防機関、警察 等の多様な主体の参画を得て実施する。
- (3) 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実施するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。
- (4) 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。
- (5) 津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。
 - ア 津波の浸水想定区域、津波到達時間
 - イ 避難対象地域
 - ウ 緊急避難先(避難目標地点、避難場所、避難ビル)及び避難経路(避難路、避難経路)
 - 工 避難困難地域
 - 才 初動体制
 - カ 避難誘導等に従事する者の安全確保
 - キ 津波情報の収集・伝達
 - ク 高齢者等避難、避難指示の発令
 - ケ 津波防災教育・啓発
 - コ 津波避難訓練の実施
 - サ その他留意点

2 避難手段の考え方

津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難をせざるを得ない場合には、自動車避難に伴う 危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識し た上で検討を行う。

3 避難誘導体制

- (1) 市及び県は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。
- (2) 市は、避難行動要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。
- (3) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (4) 市及び県は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第2 避難施設、設備整備計画

1 避難施設の選定条件

《指定!	緊急避難場所及び指定避難所の指定並びに指定上の留意事項》
指定緊急避難場 所及び指定避難 所の指定	地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
指定上の留意事項	ア 津波の危険地域においては、可能な限り海岸線から遠ざかり、地 形的に安全な場所で、できる限り堅牢な構造物であること。 イ 地震災害の危険地域においては、地形的に安全な場所であり、か つ大規模災害に耐える建造物(不燃・耐水・堅牢)であること。 ウ 火災発生時における危険地域においては、風上の方向で家屋の密 度の低い地域にある耐火構造物であること。

災害から市民の生命等を守る避難施設には、次の条件が必要である。

- (1) 避難の原因となる一次災害に対して絶対安全であるとともに、それによって引きおこされる二次災害やその他の災害に対しても安全であること。
- (2) 高齢者や子供等要配慮者の避難を考慮して、避難施設はなるべく居住地の近辺にあること。

〈第2部 第3章 第5節 避難体制の整備計画〉

(3) 避難施設への通路となる避難路も、安全性が確保されている必要があるとともに、非常時でも容易に避難施設に到達できること。

従って、避難施設等の整備にあたっては、以上の条件を考慮して推進する。

2 避難施設設置計画

(1) 避難施設としては、さしあたっての危険を回避するための避難場所(避難地)、被災者の応急生活の場所となる避難所及び避難地等に到達するための避難路とに大別される。避難所の設置にあたっては、なるべく被災地に近く集団を収容できるような建物として、次の中から安全性やその設備状況等を考慮して適切な場所を選定する。また、沿岸部においては、津波避難ビルの指定や津波避難タワーの整備に努める。

ア コミュニティ施設(自治公民館・地区コミュニティセンター)

イ 小・中・義務教育学校、高等学校

- ウ その他公共施設
- エ その他民間施設

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での 設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

(2) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するとともに、沿岸部においては、津波避難ビルの指定や津波避難タワー等の整備に努める。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(3) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

(4) 福祉避難所の検討

指定避難所内の一般のスペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定をするよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の 確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞 在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が 講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けること ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確 保されるものを指定するよう努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示ができるよう努めるものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(5) 学校を指定する場合の配慮等

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(6) 整備計画

ア 災害危険地区内にある避難所や災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難所 等については、避難所の新設や改良(鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更)につ いて検討する。

イ 一人あたりの避難所面積は、原則として2m²/人以上とし、この基準により算定される 収容人員より大幅に少ない場合には、避難所の新設や拡張等について検討する。

この際、大規模災害時の避難所の機能低下や喪失についても留意する。

- ウ 避難所が近辺にない地区については、避難所の新設を検討する。
- エ 地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、避難所誘導標識等の設置を進める

誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に伴う修正の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

- オ 二次避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効なヘリコプターの発着場の整備に努める。特に、夜間照明設備等の設置を推進する。
- カ 市災対本部と避難施設との連絡を確保するため、電話回線、防災行政無線、パソコン等 の通信施設の整備を検討する。
- キ 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- ク 指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとと

〈第2部 第3章 第5節 避難体制の整備計画〉

もに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。また、 指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が 使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため、非常用発 電機の整備や建物のバリアフリー化に努める。

- ケ 学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所 設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の 防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。
- コ 避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していく。また、不足設備等の緊急調達方法や場所について、事前に検討しておく。

(7) 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(8) 避難の実施に関する整備

- ア 過去における主な災害、あるいは地域的条件を考慮し地区別に具体的な避難所、避難経 路等を、あらかじめ市民に周知しておき、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め整 備しておく。
- イ 自治会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に 一時的に危険を回避する津波避難ビルや津波避難タワー等の緊急時に避難できる場所を確 保するよう努める。
- ウ 各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、収容予定地区及び氏名等のリストを平常時 において作成しておく等、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。
- エ 学校、病院、宿泊所等多数の者を収容する施設では、平素から避難計画を策定し、警察、 消防団等と協力し、要配慮者に十分考慮した避難訓練等を行い、災害に備える。

第3 要配慮者の避難体制の整備

1 要配慮者の避難体制の強化

要配慮者の避難については、以下の点に留意し、「薩摩川内市避難行動要支援者避難支援計画」を踏まえて行う。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者災害対策名簿を作成し、避難指示等が確実に 伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定

めておくものとする。

(3) 要配慮者の実態に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性 や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人及びボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める情報伝達体制及び、避難誘導体制の整備を図るとともに、避難訓練を実施する。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワー等介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

(4) 津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域に係る体制の整備

それぞれの区域内に、防災上の配慮を要する者が利用する施設があり、災害の発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合、津波災害警戒区域についてはその区域ごとにこれらの名称及び所在地を把握するとともに、土砂災害警戒区域についてはその区域ごとに災害時の情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達に関する事項をその区域ごとに定めておく。

2 各施設管理者の避難計画の作成

各施設の管理者は、各施設の実状に応じた具体的な集団避難計画を作成する。避難計画は、 入院患者、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点 をおいて作成する。災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めて おく。

第4 避難誘導、避難所の運営体制

1 避難誘導体制に関する情報の周知

地震時には、津波や延焼火災の拡大等のため、市民の避難を要する地域が数多く出ることが 予想される。

このため、津波や地震災害に備えた防災マップ及び海抜表示板等を作成・周知し、関係住民の安全な避難体制の整備に努める。

2 避難路の確保、交通規制

- (1) 道路、橋梁の損壊状況を迅速に調査し、通行不能、混雑する道路の実情を把握のうえ警察、消防、自衛隊が協力して交通規制、迂回道路の誘導等避難者が安全、かつ迅速に避難できるように努める。
- (2) 学校等の避難

小・中・義務教育学校、高校、幼稚園等の生徒、児童の集団避難は、学校等管理責任者が

〈第2部 第3章 第5節 避難体制の整備計画〉

市長の指示により行う。

学校等管理責任者は、かねてから生徒、児童の集団避難に関する要領を定めておく。

(3) 病院等の避難

病院その他の医療施設の入院患者及び養護施設等の被収容者の避難は、その施設の管理者が市長の指示により行う。

(4) 施設の管理者は、あらかじめ避難に必要な資材、輸送車両等の確保、及び避難要領等を定めておく。

3 避難所の運営体制の整備

- (1) 市は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、市民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。
- (2) 市は、指定避難所が指定管理者により管理されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努めるものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

4 避難所の環境改善

関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

第5 津波災害警戒区域に係る避難施設等の整備

避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について、その区域ごとに定めておく。

第6節 救助・救急体制の整備計画

市は、総力をあげて救助、救急活動を行うものとするが、詳細な計画内容は市消防計画に準ずる。

津波や地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第2章第5 節 救助・救急体制の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期す る。

//	\rightarrow	7>	+:11	八八	扯	//
//	-	/ (41	-	リクチ	- //

□本部総括班 □救護支援班 □福祉班 □建設班 □消防班

第1 救助、救急体制の整備

1 救助、救急体制の整備

津波や地震時には、多数の要救出現場や重軽症者が予想されるため、関係機関等は、救助、救 急体制の整備に努める。

- (1) 救助、救急体制の整備
 - ア 県及び市町村は,災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行い役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。
 - イ 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
 - ウ 当該地域で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、 普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討し ておく。

また、甑島、中山間地域、沿岸地域においては、豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落等については、当該集落との情報伝達手段の確保、救出・救助活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制、孤立化した集落からの地域住民等の救出方法等について、事前に、関係機関と十分に検討しておく。

このほか、次の事項についても検討する。

- (ア) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。
- (イ) 通信機器の市民向け研修の充実

集落等に整備された衛星携帯電話や防災行政無線(デジタル)などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(ウ) 救急患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプター等が離着陸可能なスペース (防災対応離着陸場) の確保や、地元漁業協同組合等との人員・物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(エ) 食料・飲料水、非常用発電機等の備蓄の整備

孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民

〈第2部 第3章 第6節 救助・救急体制の整備計画〉

の生活の維持に支障をきたす可能性がある。

このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避 難所における備蓄物資の整備に努める。

また、停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

- エ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命土等救急隊員を養成するとともに、職員 の教育訓練を充実させる。
- オ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害緊急医療情報システム(EMIS)等の整備 を図り、医療情報収集体制を強化する。
- カ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制 の確立を図る。
- キ 津波や地震災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、必要な重機を確保 するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

2 市民の救助、救急への協力

津波や地震災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、市 民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、市民は日頃から市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助、救急用装備・資機材の整備

1 装備・資機材等の整備計画

津波や地震災害時に同時多発する救出、救急事象に対応するため、消防局、消防団、自主防災 組織等において、必要な救助用装備・資機材の整備を検討する。

2 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

- ア 救急・救助体制の充実
- イ 初動医療体制の確立
- ウ 医療支援体制の確立
- エ 災害医療情報システムの整備

第7節 交通確保体制の整備計画

津波や地震発生時における対策は、【一般災害対策編 第2部第2章第6節 交通確保体制の 整備計画】を参照する。

«	主な担当班》	
	□農林水産班	□建設班

第8節 救援物資等の輸送体制整備計画

津波や地震発生時における対策は、	【一般災害対策編	第2部第2章第7節	救援物資等の輸
送体制整備計画】を参照する。			

«	主な担当班》					
	□本部総括班	□市民支援班	□財政車両管理班	□農林水産班	□経済対策班	□消防班

第9節 医療体制の整備計画

津波や地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第2章第8 節 医療体制の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

//	主	12	扣	当	班	>>

□本部総括班 □救護支援班 □福祉班 □消防班

第1 拠点となる医療施設の強化

拠点となる医療施設については、応急的な診療機能を確保するため、ライフラインの機能停止 に備え、貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保が迅速に行え るよう、支援体制強化を推進する。

第2 災害医療情報システムの整備

医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して災害医療情報 システムの整備を検討推進する。

1 透析患者等や住宅難病患者等への対応

(1) 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人が1回に水約1200を使用する血液透析を週2~3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群(クラッシュ・シンドローム)に伴う急性腎不全 患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。このため、医師会等関係機関との 連携による近県市町村等への患者の搬送の調整や情報提供を行う体制を整える。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者等は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設等に救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

〈第2部 第3章 第10節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備計画〉

第10節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備計画

災害発生直後は交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。 そのために必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備を検討する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的 条件等も踏まえて、備蓄・調達体制等の整備に努める。

//	主	10	扣	当	班	$\rangle\rangle$
//	١.	1	15	=	4/1.	- //

□本部総括班	□市民支援班	□福祉班	□経済対策班	□建設班	□上下水道班
□消防班					

第1 備蓄物資計画

1 備蓄計画(段階的な備蓄の方法)

大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の備蓄物資の確保を推進するほか、次の段階的な備蓄や調達等の体制を整備し、それらの必要な物資の供給の計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等調整システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

- (1) 事業所、市民等による備蓄
- (2) 流通在庫備蓄
- (3) 協定の締結による備蓄、調達
- (4) 応急対策従事者のための備蓄

2 事業所、市民等による備蓄

事業所及び市民等は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、「最低3日、推奨1週間」分に相当する量を目標として備える。また、これを広報紙や防災マップ等を通じて市民の備蓄に対する役割を周知する。

3 流通在庫備蓄

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。
- (2) 市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

なお、高齢者、乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

4 備蓄物資の運用

(1) 応急対策従事者のための備蓄

避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄及 び活用方法、無理・無駄のない運用を検討しておく。

(2) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅の被災者の生活自立状況を勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。

また、物資の配給は画一的なものだけでなく、高齢者等の要配慮者へ配慮されたものとする。

第2 応急給水体制の整備

1 応急給水体制

災害時において、被災者1人あたり1日30以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

(1) 整備項目

- ア 広域避難場所への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- イ 学校等のプール施設の活用
- ウ ろ過器の配備
- エ 給水車、ポリ容器の配備
- オ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- カ 仮設給水所の開設
- (2) 飲料水製造業者等との協定による給水

市は、応急給水の方法として、飲料水製造業者等との協定に基づき、容器詰め飲料水の確保に努め、給水体制の強化を図る。

2 応急対策資料の整備

水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等 の資料を日頃から整備しておくものとする。

3 地震対策マニュアル類の整備

水道事業者は、津波や地震災害時における応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる体制を確立し、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うため、水道事業体の規模や地域特性に応じた地震対策マニュアル類の整備に努める。

第3 し尿処理対策及びごみ処理対策の事前措置

1 し尿処理対策

市は、県地震等災害被害予測調査(平成24~25年度)や県災害廃棄物処理計画(平成30年3月)、薩摩川内市災害廃棄物処理基本計画等を踏まえて、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等ついて、具体的な備蓄計画の策定に努める。

〈第2部 第3章 第10節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備計画〉

2 ごみ処理対策

- (1) 県は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえながら、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (2) 市は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (3) 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

3 清掃班の編成

し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は、市の職員及び臨時に雇い上げ た作業員をもって編成する。

第4 畜産関係対策の事前措置

- 1 適切な防疫対策を指導できるよう、県と連携して防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、市・関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に 怒める
- 2 特に、家畜に必要不可欠な飼料の供給にあたっては、飼料工場や主要港等の主な飼料関係施設が被災した際にも飼料の確保が図られるよう、県と連携し、県内の飼料取扱業者等と積極的な協力体制の構築を図る。

第5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

- (1) 市及び県は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、市営や県営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 県は災害により住家を失った人に対して、迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハプ 建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整えるとされている。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、津波浸水やがけ崩れ等による被災の可能性について、十分 留意する必要がある。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第6 総合防災力の強化に関する対策

1 消防施設、設備整備計画

(1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

- ア 消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化
- イ 中・高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備
- ウ 所要基準に適合した消防水利の整備
- (2) 整備、点検計画
 - ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充 を推進する。
 - イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。
 - ウ 「消防力の基準」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管埋設時に随時設置するとともに、防火水槽の整備を推進する。
 - エ 毎年定期的に資機材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
 - オ 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。
 - カ 消防防災体制を充実し、消防署の機能強化を図る。

2 防災行動計画

市、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、 各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努 めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うととも に、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第7 臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

1 臨時ヘリポートの選定基準 《 参考編*1 参照 》

臨時ヘリポートの選定場所は、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から「臨時ヘリポートの 選定基準」に留意して選定する。

2 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

^{*1 ●} 参考 2. 2. 9-(1) ヘリポート発着点付近の基準

〈第2部 第3章 第10節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備計画〉

3 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に 努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

- (1) 臨時ヘリポートの標示
 - ア 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。
 - イ 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
 - ウ 吹き流し、旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告(略図添付) する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

第8 災害用装備資機材等の整備

1 装備資機材等の整備【 資料編*2 参照 】

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備し、随時点検を行い保 管に万全を期する。

2 点検、調達計画

(1) 点検整備

ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期 保守点検を行う。

イ 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足 のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資機材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の 措置を講じておく。

^{*2 ●} 資料 2.2.9-(1) 水防倉庫の設置場所

第11節 複合災害対策体制の整備計画

《主な担当班》

□本部総括班

第1 市及び県等の複合災害対策

市及び県等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

市及び県等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第4章 市民の防災活動の整備

第1節	防災知識の普及啓発計画	□本部総括班 □福祉班 □教育班 □消防班
第2節	防災訓練の実施計画	□本部総括班 □関係各班 □消防班 □防災関係機関
第3節	自主防災組織の育成計画	□本部総括班 □広報班 □関係各班 □消防班
第4節	市民及び事業者による地区内の防 災活動の促進計画	□本部総括班 □関係各班 □消防班 □防災関係機関
第5節	防災ボランティアの育成計画	□本部総括班 □広報班 □福祉班 □消防班 □社会福祉協議会
第6節	企業防災の促進進計画	□経済対策班
第7節	要配慮者の安全確保計画	□本部総括班 □広報班 □情報収集応援班 □市民支援班 □福祉班 □経済対策班 □消防班

第1節 防災知識の普及啓発計画

災害を防止し、あるいは被害を最小限に抑えるため、防災工事や防災関係施設、設備等の整備のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等による防災意識の高揚など、ソフト面での防災力の向上を図る。

津波発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第3章第1節 防 災知識の普及啓発計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □福祉班 □教育班 □消防班

第1 防災知識の普及啓発の基本的な考え方

- 1 市及び県は、津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを 踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行う。 また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関す る様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- 2 市及び県等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、津波災害 時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項につい

て普及啓発を図る。

- (1) 避難行動に関する知識
 - ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速か つ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
 - イ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
 - ウ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
 - エ 大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
 - オ 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも 避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する 必要があること。
 - カ 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大 限の避難等防災対応をとる必要があること。

など

- (2) 津波の特性や津波に関する知識
 - ア 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
 - イ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。
 - ウ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震 の発生の可能性、海底噴火に伴う津波など火山性津波の発生の可能性があること。

など

- (3) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (4) 津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
- (5) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく 避難行動開始のきっかけは強い揺れや揺れは弱くとも1分程度以上の長いゆれを感じたとき、 又は津波警報等であること。
- (6) 津波に関する想定・予測の不確実性
 - ア 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
 - イ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
 - ウ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

など

(7) 旅行先などで津波災害に遭う可能性があること

第2 防災知識普及計画【 参考編*1*2 参照 】

1 防災知識の普及等

防災教育や防災広報等により、防災関係職員や市民に対して最も効果のある時期や内容等を選んで防災知識の普及を図る。

^{*1 ●} 参考 2.3.1-(1) 防災教育の時期と場所

^{*2 ●} 参考 2.3.1-(2) 防災に関する指導の内容

〈第2部 第4章 第1節 防災知識の普及啓発計画〉

(1) 家庭への啓発

防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、次の事項に重点をおき、災害に関する分析 結果等を示しながら、その危険性を周知し、防災知識の普及・啓発を図る。

なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

- ア 「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- イ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備や負傷の防止や避難路の確保 の観点からの家具等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策
- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- エ 家屋内、路上、自動車運転中など、様々な条件下で地震発生時に取るべき行動、緊急避難 場所や避難所での行動等
- オ 災害時の家庭での連絡体制について、あらかじめ決めておくこと。
- カ 災害危険箇所の周知
- キ 避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認
- ク 船舶等の避難措置
- ケ 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動
- コ 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容
- サ 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動
- シ 災害時の心得
- (ア) 災害情報の聴取及び聴取方法
- (イ) 停電時の照明、通電の際の漏電による出火防止
- (ウ) 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- (エ) 建物倒壊、ブロック塀の崩壊、自動販売機等の転倒防止、注意事項
- (オ) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- (カ) 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
- (キ) 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援
- (ク) 出火防止、初期消火等の心
- ス 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等
- セ 災害復旧措置
- ソ 被災地支援
- (2) 防災カルテ、防災マップによる啓発

地域の防災的見地からの防災調査を行い、市民の適切な避難や防災活動に資する地区別防災 マップ等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普 及啓発に努める。

防災マップの作成にあたっては、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップを一つのハザードマップ上に記載し、その一覧化に努める。

(3) 教育機関等

防火訓練等を通じて防災に関する教育の充実に努める。

第3 職員に対する防災知識の普及

1 防災教育の方法

- (1) 市、県や関係機関の実施する防災訓練並びに防災知識の普及活動への協力や参加
- (2) 関係各部署への防災計画の配布及び説明会等の開催による計画の周知徹底
- (3) 市職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れるほか、気象情報伝達体制、防災行政無線、非常無線通信の運用方法、所掌事務等に関する講習会等の開催

2 災害対策実施要領(活動マニュアル)の習熟

災害時の応急対策を想定し、災害対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた活動内容を基に初動マニュアルや対策マニュアルを整備し、防災訓練を実施する等災害対策要領の習熟を図る。

- (1) 市地域防災計画書の概要
- (2) 災害対策の組織、編成、分掌事務
- (3) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
- (4) 防疫の心得及び消毒方法等の要領

第4 市民等に対する防災知識の普及

1 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、市は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。青少年、女性、高齢者、障害者、ボランィアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター(防災出前講座を含む。)や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、地震・津波に関する基礎的知識、防災情報(特に緊急地震速報や津波警報等)、 災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んで いる地域の特性や過去の地震・津波の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ 継続的な防災教育に努める。

2 災害教訓の伝承

市及び県は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析や各種資料の 収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント 等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓や伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果 や各種資料の収集・ 保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2節 防災訓練の実施計画

防災関係機関は、災対法第48条及び水防法第35条の規定に基づき、災害応急対策の習熟を図るため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施する。

防災訓練の実施にあたっては、津波や地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市・消防局等、自衛隊、串木野海上保安部等の防災関係機関と協力する。また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人やボランティア団体等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練となるよう工夫するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

さらに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第3章第 2節 防災訓練の実施計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

$\langle\!\langle$	主な担当	班	•	関係機	幾関	$\rangle\!\rangle$
--------------------	------	---	---	-----	----	--------------------

□本部総括班	□関係各班	□消防班	□防災関係機
\rac{1}{1} \frac{1}{2} \fr			

第1 総合防災訓練計画

災害応急対策の完全遂行を期すため、関係機関との緊密な連携の下に計画的に単独又は共同して防災訓練を実施する。

1 訓練検討項目

- (1) 防災訓練の目標・内容の設定
- (2) 訓練の企画・準備
- (3) 訓練の方法
- (4) 訓練結果の評価・総括

2 訓練の種目

- (1) 動員訓練(消防団の動員、居住者の応援)、非常参集訓練
- (2) 災害による被害状況の把握
- (3) 救出、救護訓練
- (4) 給水、炊出し訓練

- (5) 避難、立退訓練(危険区域居住者の避難)
- (6) 防疫訓練
- (7) 緊急地震速報(警報)や津波警報等を想定した通信連絡訓練(電話、無線、伝達)及び対応 行動訓練
- (8) 輸送訓練(資材、機材、人員)
- (9) 初期消火訓練
- (10) 広域応援協定に基づく合同訓練

3 防災訓練の実施

- (1) 震災防災訓練の実施
 - 防災週間等を通じ、積極的に震災を想定した防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、市民の地震発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。
- (3) 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援することができる連絡、救出等の活動体制の充実を目指す。

第2 各種防災訓練計画

1 初動対応訓練

- (1) 組織動員訓練
 - 災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。
- (2) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における 情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

2 各種訓練

(1) 消防訓練

消防機能を十分に発揮させるため、関係機関と協力して消防活動についての訓練を実施する。 また、必要に応じて大火災を想定し、市、消防団、消防局及び県が共同して訓練を実施する。

- (2) 地域避難救助訓練
 - ア 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、自治会や自主防災組織等を中心 とした避難救助訓練を、水防、消防等の救出活動と複合で、又は単独で実施する。
 - イ 職員の防災研修並びに警戒巡視員及び避難誘導員の教育訓練 防災専門知識の教育及び訓練を実施し、防災技術の習得に努める。
 - ウ 地域毎の市民に対する避難訓練の実施 地域の実情に応じて、土砂災害警戒区域等や夜間を想定する等の避難訓練を行う。
 - エ 危険区域毎の市民に対する避難訓練の実施 土砂災害警戒区域等の避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、毎年出水期前(梅 雨期・台風期前)に実施するように努める。

〈第2部 第4章 第2節 防災訓練の実施計画〉

(3) 学校避難訓練

各学校は、概ね次の方法によって避難訓練を実施する。

- ア 想定される被害について、学期始め、災害多発時、火災予防運動週間等に年1回以上の避 難訓練を実施する。
- イ 避難訓練に際しては、関係機関の協力を得て実施し、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。
- ウ 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校において立地条件その他を勘案のうえ定める。

(4) 図上訓練

災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における防災力の向上を図るための市民を対象とした図上訓練を実施する。

3 訓練成果のとりまとめ

(1) 訓練結果の評価・記録

防災訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果をとりまとめ、訓練によって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した結果を市防災会議等で報告する。

第3節 自主防災組織の育成計画

阪神・淡路大震災では、地震発生直後に多くの人が近隣の市民の手によってガレキの下から救 出された。また、被災者の居場所を教え救助依頼を行う等、情報提供源としても大きく機能して いる。そのため、日頃から自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に 基づき、地域ぐるみの市民の自主的な防災組織が必要である。

このため、災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等を行う地域住民による自主防災組織の設置、育成強化を図る。

災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第3章第3節自主 防災組織の育成計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □広報班 □関係各班 □消防班

第1 自主防災組織育成計画

1 地域自主防災組織の育成計画

自主防災組織は、自治会及び学校区単位の「地域自主防災組織」と、危険物や福祉施設等を管理する機関、組織単位での「職域自主防災組織」とに分けて育成と強化を図り、市民の自主防災組織への積極的参加を促す。

次に基づき、地域自主防災組織の結成、育成を推進する。

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の設置については、特に災害発生の危険性の高い次の危険箇所を重点推進地区とする。

特に、震災による被害拡大の危険性が高い地域を重点において、組織の育成を推進する。

- ア 津波危険のある地区
- イ 土砂災害警戒区域等
- ウ 山地災害危険地区
- 工 家屋密集等消防活動困難地区
- オ 地盤振動・液状化危険のある地区
- カ 工場等の隣接地区
- キ 高齢化の進んでいる地区
- ク その他危険区域
- (2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることに鑑み、次の事項に留意する。

- ア 市民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 市民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

〈第2部 第4章 第3節 自主防災組織の育成計画〉

(3) 自主防災組織の組織づくり

地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

- ア 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等、組織活動や訓練の実施を促し、継続 的な組織運営と組織体制の充実に努める。
- イ 既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とした組織づくり を推進する。
- ウ 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより 自主防災組織として育成する。
- エ 地域で活動している様々な組織を活用する。
- オ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実を図って自主防災組織を育成する。
- カ 女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。
- キ 当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、代表的な地区を選定して組織化を図り、 地域に適した組織及び活動方法のモデルを作成する。次いで、そのモデルを参考にしつつ他 地区での組織化を逐次行い、最終的には学校区単位の自主防災組織協議会の組織化を図る。
- (4) 自主防災組織結成後は、日常及び災害時の組織運営や活動が円滑に進むよう、学習会や広報活動、防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導及び助言を行い、組織の充実、活性化を図る。
- (5) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規 約及び防災計画(活動計画)を定める。

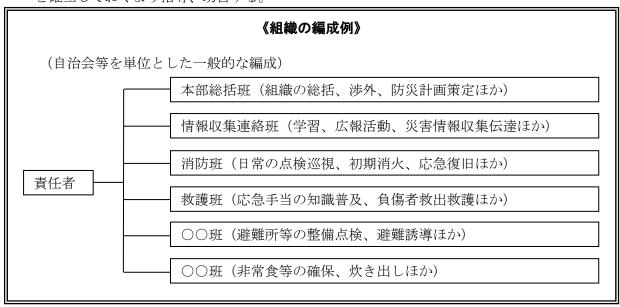
2 職域自主防災組織の育成計画

次の計画に基づき、職域自主防災組織の結成と育成を推進する。

- (1) 自主防災組織設置対象施設
 - ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院・社会福祉施設等不特定多数の者が出入 りし、又は利用する施設
 - イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
 - ウ 多数の従業員がいる事業所等で自主防災組織を設置し、災害防止にあたることが効果的で ある施設
 - エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主防災組織を設置することが必要な施設
 - オ 重要文化財等を管理する神社、寺院等の施設
- (2) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防局は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険 物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事 業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。 (3) 各職域自主防災組織に対しては、その組織に適応した規約及び防災計画、活動計画、体制等を確立しておくよう指導、助言する。



第2 自主防災組織の活動計画

1 自主防災組織の活動

(1) 市民による自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画(活動計画)に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練(避難訓練、消火訓練等)の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 「最低3日、推奨1週間」分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 土砂災害等の災害発生危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域の被害状況等の情報収集
- (イ) 市民に対する避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等
- (キ) 仮設給水所の開設・協力
- (2) 施設の自主防災組織の活動

ア 平常時

- (ア) 防災訓練
- (イ) 施設及び設備等の点検整備
- (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

〈第2部 第4章 第3節 自主防災組織の育成計画〉

イ 災害時

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難誘導
- (工) 救出救護
- ウ 自主防災組織の活動内容例

自主防災組織の活動としては、次に示すような項目があげられるが、実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。

		《自主防災組織の活動内容例》
	活動項目	活動内容
	学習活動	ア 地域災害史や体験談の掘り起こし イ 災害についての学習 ウ 学習会や講演会の開催 エ 応急手当知識の普及
日常	広報活動	ア 自治会文書やパンフレット類の発行 イ 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 ウ 情報伝達経路の確立
活動	点検活動	ア 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 イ 避難路、避難施設の点検整備 ウ 要配慮者等の把握
	資機材整備	ア 防災資機材の整備、点検 イ 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	ア 自主防災組織単位での防災訓練の実施 イ 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 ウ 市等が主催する防災訓練への参加
	情報収集伝達	ア 災害、被害情報の収集伝達 イ 避難指示等の伝達 ウ 防災関係機関への災害状況の通報
災	水防消火活動	ア 危険箇所の巡視並びに予防対策 イ 被害箇所の応急復旧 ウ 初期消火活動
次 害 時 活	避難誘導活動	ア 避難路、避難所の安全確認 イ 避難路、避難所の指示 ウ 要配慮者、子供の避難補助 エ 避難誘導
動	救出救護活動	ア 負傷者等の救出 イ 負傷者等の応急手当
	給食給水活動	ア 食糧、飲料水等の確保 イ 炊き出し等の給食活動 ウ 給水活動 エ その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	ア 文化財等の安全確保

備考:自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難 誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食給水」訓練等を重視して重点的に行う。

第4節 市民及び事業者による地区内の防災活動の促進計画

≪主な担当班・	•	関係機関≫
---------	---	-------

□本部総括班 □関係各班 □消防班 □防災関係機関

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成計画

津波災害時においては、個人のほか、専門的な防災ボランティア等の組織が、救助、救急等の 災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等発生直後から復 旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、津波や地震災害時における防災ボ ランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災 組織のほか、幅広い防災ボランティアの育成強化のための対策を推進する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第3章第 5節 防災ボランティアの育成計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を 期する。

//	主たま	日平証		思ね	区槛	閗	//
//	T /4 1		-	17-17	マイズ	1751	//

□本部総括班	□広報班	□福祉班	□消防班	□社会福祉協議会

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 市による環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は、市民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、ボランティアの 自主性を尊重しつつ、災害時における防災ボランティア活動が安全かつ迅速(安全の確保を 最優先としつつも迅速)に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) 防災ボランティアの登録、把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から市社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告するものとする。

(3) 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

災害時の防災ボランティア活動の拠点は市社会福祉協議会及び市役所とする。

防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の 情報提供方策等について整備を推進する。

(4) 消防局による環境整備

消防局は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、 防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボラ ンティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努め るものとする。

(5) 福祉救援ボランティア活動マニュアルの策定 市は、市社会福祉協議会による「福祉救援ボランティア活動マニュアル」の策定に協力する。

2 防災ボランティアとの連携等

津波や地震災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、防災ボランティアの積極的

な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)など環境整備を行う。

3 防災ボランティアの受入れ、支援体制

(1) 防災ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々な需要の把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会及び防災ボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められる防災ボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

- (2) 被災地における防災ボランティア支援体制の確立 市社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体 との連携を密にしながら、防災ボランティアによる支援体制の確立に努める。
- (3) 現地本部における対応

市社会福祉協議会は、市と連携の上、防災ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部 を設置し、被災者需要の把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

4 防災ボランティアの受付、登録、派遣

市への直接の防災ボランティア活動の問い合わせに対しては、福祉班が総合窓口となり受付、登録を行い、市社会福祉協議会に引き継ぐこととする。

その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、保険について紹介するとともに、加入が 義務付けられている旨指導する。

《 ボランティアの活動内容 》

(1) 専門分野のボランティア

「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一			
ボランティア の区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	担当班
通信	通信、情報連絡	川内アマチュア無線クラブ	本部総括班
ボランティア コーディネーター	避難所等におけるボラ ンティアの指導・調整	市社会福祉協議会 日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区	福祉班
医療	人命救助、看護、メンタ ルヘルス	市医師会 市歯科医師会 川内薬剤師会 日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区	救護支援班
介護	避難所等の要介護者の 対応及び一般ボランティアへの介護指導等	市社会福祉協議会	救護支援班
通 訳	外国語通訳、翻訳、情報 提供	ボランティア通訳	経済対策班

〈第2部 第4章 第5節 防災ボランティアの育成計画〉

《 ボランティアの活動内容 》

(2) 一般分野の	ボランティア		
ボランティア の区分	活動內容等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	担当班
VD区力		(豆虾、软目、咖啡豆117)	
	物資の仕分け、配送、 食糧の配給等	市社会福祉協議会	市民支援班
生活支援等	清掃		市民支援班
	被服寝具その他生活必	日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区	福祉班
	需品の配給等		111111111111111111111111111111111111111
		1	

第6節 企業防災の推進計画

企業における事業継続計画の策定や市による事業継続計画策定支援、防災に関するアドバイス 等により、企業の防災力向上の促進に努める。

≪主な担当班≫

□経済対策班

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害スクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

国(内閣府,経済産業省等)、県、市町村及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国(内閣府、経済産業省等)、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

〈第2部 第4章 第7節 要配慮者の安全確保計画〉

第7節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者

高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、乳幼児、外国人、観光客・旅行者等の地理不案内者は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

そのため、地域毎の要配慮者に関する現状把握を含め、高齢者や障害者、未来を担う子供達等の安全確保に努めるとともに地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指し、要配慮者の安全確保に努める。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第3章第7節 要配慮者の安全確保計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《主な担当班》

□本部総括班	□広報班	□情報収集応援班	□市民支援班	□福祉班
□経済対策班	□消防班			

第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の把握

市は、市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者 名簿を作成し、把握に努める。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

- ※ 平成22年2月に策定した「薩摩川内市災害時要援護者避難支援計画」における「災害時要援護者台帳」は「要配慮者名簿」、「避難行動要支援者登録台帳」は「避難行動要支援者 名簿」と読み替えるものとする。
- (2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう 努める。

3 支援体制の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置する等、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

- (2) 支援体制の整備
 - ア 一人暮らしや寝たきり等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。
 - イ 要配慮者自身の災害対応能力の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推 進する。
 - ウ 在宅介護支援センターやケアマネージャーと連携して、要配慮者の安否確認を行える体制 の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。
 - エ 人工透析患者に対しては、(社)全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。
- (3) 市避難行動要支援者避難支援計画に基づく避難支援体制の整備

要配慮者のうち、避難行動要支援者の避難支援については、関係機関と連携し、避難行動要支援者登録台帳への登録の働きかけ、高齢者等避難の伝達体制、避難・安否情報の収集体制、避難等補助者の指定等の整備を促進し、避難行動要支援者個々の避難支援体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

- (1) 施設設備の整備
 - ア 災害時に備えて、要配慮者の台帳や位置図等の整備により、地域における要配慮者の把握 に努める。
 - イ 一人暮らし及び寝たきりの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を 進める。また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリ装置及 び文字放送受信装置の普及に努める。更に、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備及 び火災警報機等の設置等を検討する。
- (2) 物資・資機材等の整備

災害発生直後の食料・飲料水等については、市民自らの家庭備蓄によって対応できるよう、 事前の備えの啓発を推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が

〈第2部 第4章 第7節 要配慮者の安全確保計画〉

行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく等の対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 観光者・旅行者対策

観光者や旅行者が、災害時に迅速・的確な行動が取れるように、駅等の交通基点に避難所や災害危険地区等の情報表示等の整備を推進する。

7 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分 説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の標示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

(1) 施設の整備

要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」となることから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、津波や地震災害時の入所者の安全を確保するための防災設備等の整備促進を要請する。

(2) 設備等の整備

電気・水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災 資機材の備蓄や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備に努める。

(3) 体制の整備

災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を推進する。

2 組織体制の整備

(1) 組織体制

要配慮者利用施設の管理者に、津波や地震災害時の要配慮者の安全確保のための組織、体制の整備を充実するよう要請する。

(2) 要配慮者利用施設の体制

- ア 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する 協力体制づくりを行う。
- イ 要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及 び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員に対する防災教育及び防災訓練を実施するよ うに努める。
- ウ 夜間における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導を十分に配慮した体制整備 を行う。
- エ 要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防 災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、津波災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、津波災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応のマニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、 上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

第 3 部 津波災害応急対策計画

第3部 津波災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

	第1節	応急活動体制計画	□本部総括班	
-	第2節	情報伝達体制計画	□本部総括班	□情報収集応援班
	第3節	災害救助法の適用及び運用計画	□本部総括班	□福祉班
	第4節	広域応援体制計画	□本部総括班	□福祉班 □消防班
	第5節	自衛隊の災害派遣計画	□本部総括班	
	第6節	技術者・技能者及び作業者の確保計画	□本部総括班	□各班
	第7節	ボランティアとの連携等計画	□本部総括班 □経済対策班	□福祉班 □社会福祉協議会
	第8節	災害警備体制計画	□本部総括班 □警察署	□消防班 □消防団
_				

第1節 応急活動体制計画

津波発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第1章第1節 応 急活動体制の確立】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

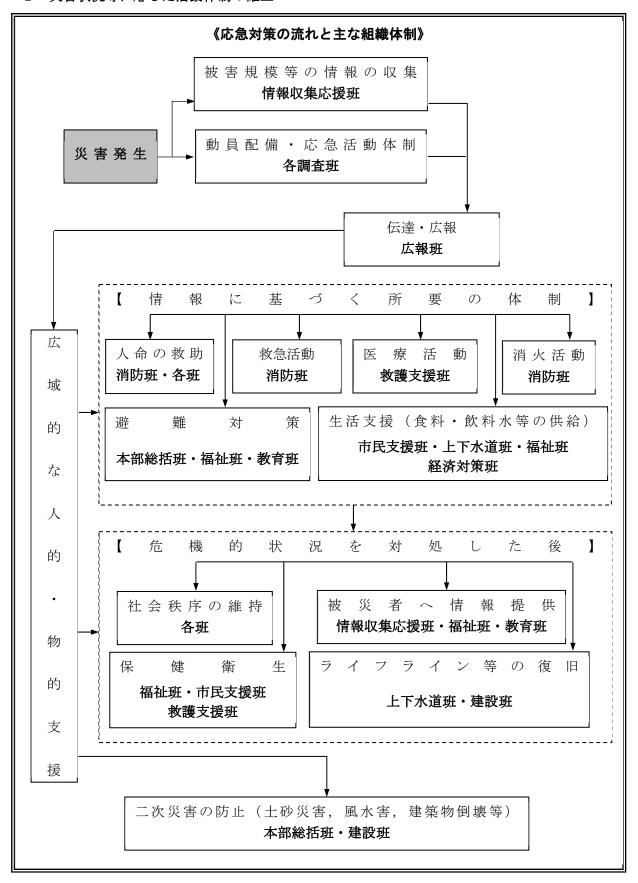
《主な担当班》

□本部総括班

第1 応急活動体制の確立

本計画は、災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員の動員等について定め、迅速、的確な応急対策を講ずる。

1 災害状況等に応じた活動体制の確立



第2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置、廃止基準

市は、本市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準に基づき 「薩摩川内市災害対策本部」(以下「市災対本部」という。)及び「薩摩川内市災害警戒本部」(以 下「市警戒本部」という。)を設置する。この場合、各支所等には災害対策支部又は災害警戒支 部を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

1 市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の設置及び廃止基準

(1) 市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の設置基準

	市災対本部・支部設置基準	市警戒本部・支部設置基準
本部長	市長	市民安全部長
設置基準	ア 震度 6 弱以上 の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときウ 特別警報(大津波警報)が発表されたときエ 重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合オ その他、本部長が必要と認めたとき	ア 震度 5 弱又は 5 強 の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ウ 津波警報が発表されたとき エ その他、本部長が必要と認め たとき

(2) 市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の廃止基準

《 市災対本部・支部及び警戒本部・支部の廃止基準 》

市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の廃止は、次の判断に基づき行う。

- ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき
- イ 災害の応急対策が完了したと認められたとき
- ウ 上記状況に応じて設置者が認めたとき
- (3) 市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の設置場所 市災対本部・支部及び市警戒本部・支部は、市長の指揮する場所で設置する。 ただし、市災対本部が被災し、その機能を果たさない場合は、代替施設を検討する。

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

2 市災害対策準備体制

(1) 情報収集体制

薩摩川内市管内で津波注意報が発表された場合、又は震度4以上の地震を観測した場合、若しくはその地震による被害の程度が市災対本部及び市警戒本部を設置するに至らないときは、**防 災安全課**等職員により「情報収集体制」をとる。

(2) 基準等

現	象	基 準 等
津	波	津波注意報が発表された場合
地震の	電舟	・薩摩川内市管内で震度4以上の地震を観測した場合
地震の	/長渂	・南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき

(3) 情報収集体制には、本部に防災安全課等、支部に地域振興課等の要員を置く。

3 市警戒本部の設置

(1) 市警戒本部の設置

市は、津波警報が発表された場合、又は津波災害の発生若しくは津波災害が予想される場合において、市災対本部の設置に至らない状況で津波災害情報の収集、予防応急対策等の津波災害対策を効率的に実施するため、市警戒本部を市長の指示により設置する。

- (2) 市警戒本部には、市警戒本部長を市民安全部長、副本部長を行政管理部長、建設部長、未来政策部長をもって充て、警戒本部長の指名する災害警戒要員を置く。
- (3) 市災対本部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、市災対本部に移行しうる体制をとる。

4 市警戒支部の設置

(1) 市警戒支部の設置

支所等は、津波警報が発表された場合、又は津波災害の発生若しくは津波災害が予想される場合において、市警戒本部の設置と並行して、支所等に市警戒支部を市長の指示により設置する。

- (2) 市警戒支部には、市警戒支部長に支所長等をもって充て、警戒支部長の指名する災害警戒要員を置く。
- (3) 市災対支部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合、市長にその旨を報告し、市災対支部に移行しうる体制をとる。

5 市災対本部の設置

- (1) 市災対本部は、市長の判断により設置し、市長が市災対本部長となる。
- (2) 配備は、災害の規模に応じ、各班長の指示する要員により動員配備を行う。

6 市災対支部の設置

(1) 支所等は、大津波警報が発表された場合、又は津波災害が発生し、若しくは発生するおそれ

- のある場合、市災対策本部の設置と並行して、支所等に市災対支部を市長の指示により設置する。
 - (2) 大規模な災害又は支所地域等の局地的な災害により、本庁舎との連絡がとれない場合、単独で市災対支部を設置し、必要な動員配備を行い災害対策にあたる。

7 現地対策本部の設置及び廃止

市災対本部は、津波災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置する。

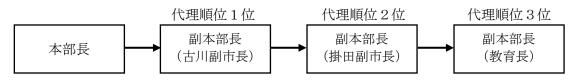
現地対策本部は、「薩摩川内市現地対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき廃止する。

8 意思決定権者(本部長職務)代理順位

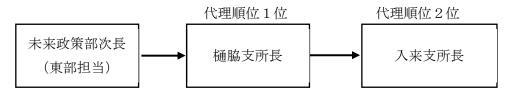
市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の設置後、災害応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

(1) 市災対本部 (支部) の場合

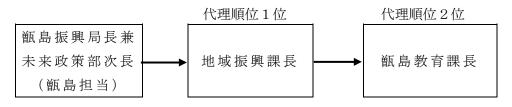
ア 市災対本部



イ 東部対策部



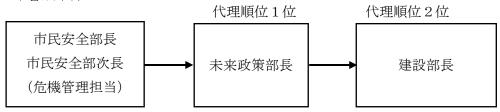
ウ 甑島対策部



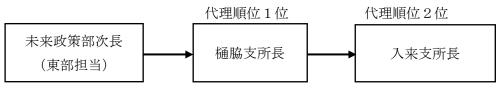
(2) 市警戒本部(支部)の場合

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

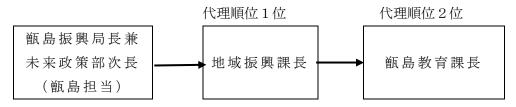
ア 市警戒本部



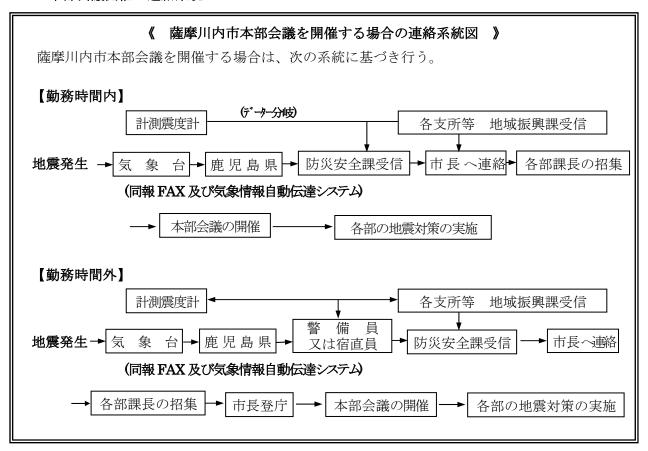
イ 市警戒東部支部



ウ 市警戒甑島支部



9 本部会議開催の連絡系統



10 県現地対策合同本部への参加

県災対本部長が、災害の規模が特に甚大で、複数市町が被災した場合において、被災市町等と協議し、必要に応じ、北薩地域振興局に現地対策合同本部の設置したときは、本部長は所要の要員を派遣する。

第3 市の動員配備計画

1 津波や地震に対する自衛措置

J-ALERTにより緊急地震速報を、又は大津波警報若しくは津波警報を覚知した場合や、国の「緊急情報ネットワークシステム」(以下、「Em-Net」という。)、県の「気象情報自動伝達システム」及び「震度情報ネットワークシステム」等により震度 3 以上の地震又は津波警報等を覚知した場合、あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、次の自衛措置をとる。

- (1) 津波や地震に関する情報を入手した場合、直ちに防災行政無線等により市民や関係防災機関へ伝達する。
- (2) 消防局は、地震発生後は、海面の状況を監視する等、万全の対策を講じるものとする。
- (3) ラジオ、テレビ等による情報収集にも努め、そのための責任者を定めておく。 なお、停電の場合及び避難先での情報入手のため、携帯ラジオを用意するなど対策を講じておくものとする。

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

(4) 情報収集体制要員は、地震を感じてから1時間以上、テレビ、ラジオの放送を聴取するものとする。

※Em-Net:国(官邸)から関係機関に緊急に提供する情報を迅速に伝達するための一斉 同報システム

2 自主参集基準

(1) 職員の自主参集基準

職員は、夜間、休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす地震を覚知した場合は、 配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主参集する。

項	目	情報収集体制	警戒本部体制	災害対策本部体制
		津波注意報の発表	津波警報の発表	大津波警報の発表
		震度4以上の地震発生	震度5弱又は5強発生	津波による災害の発
基	準			生、若しくはそのおそ
				れのある場合
				震度 6 弱以上発生
白十	参集	津波や地震を覚知し、	各体制の基準に該当する	と判断される場合は、自
日土	少朱	主的に参集する。		

(2) 登庁場所

職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。

本庁舎等への自主参集が困難かつ連絡が取れない場合は、最寄の詰所又は避難所に自主参集し、当該地区災害対策詰所における詰所長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

3 報告及び職員の状況把握

- (1) 本市に激甚な災害が発生したと認められる場合は、本部総括班は、市長に対して次の必要事項を報告し、市災対本部を設置する。
- (2) 報告事項等
 - ア 市長等の所在の確認
 - イ 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況
 - ウ 市災対本部の設置
 - エ 登庁方法の確認
 - オ その他必要な事項
- (3) 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、又は事故がある場合は、市長の職務を代理すべき者に対して市長の場合に準じて報告し、市災対本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。
- (4) 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、又は市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、又は職務を引き継ぐ。
- (5) 参集状況の把握
 - ア 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、各班毎にとりまとめて**本部総括班**に報告する。
 - イ 各班を統括する者は、職員の登庁状況について本部総括班に定期的に報告する。

- ウ 本部総括班は、各部の職員の登庁状況を勘案し、配備計画を行う。
- エ **本部総括班**は、市災対本部員の登庁状況を把握し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- (6) 情報の収集について
 - ア 職員は、自主参集途中で出来る限り被害状況を把握し、速やかに集合するとともに、所属 する班長に報告する。また、各部はその被害状況をとりまとめ、**情報収集応援班**に報告する。
 - イ 消防班及び消防団は、情報収集(消防無線等による情報伝達)に努める。

4 地区災害対策詰所の設置

- (1) 本庁舎又は支所庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、あらかじめ定める詰所に各自最も適した交通手段で自主集合し、本部総括班の指示のもと地区災害対策詰所を設置する。
- (2) 詰所には、詰所長ほか必要な所員を配置する。
- (3) 同時に避難所を開設し、市民の避難が必要と判断される場合は、避難誘導と収容体制の措置をとる。

《対応対策の時間的目安》

時間 主な応急対策	地震発生~24時間位まで	地震発生24時間位~3日目位まで	地震発生3日目位~1週間位まで
被害情報の収集伝達	・各班からの被害情報の収集伝達 ・消防局、消防団等からの被害情報の収集伝達 ・その他関係機関からの被害情報の収集伝達	・建物等の被害情報の収集伝達・ライフライン被害情報の収集伝達・交通、公共施設等の被害情報の収集伝達・被災者の生活情報の収集伝達	・被災者の生活情報の収集伝達
市民への広報	・被害状況 (特に火災発生) に関する情報・避難指示等及び安全な避難所に関する情報・パニック防止に関する情報	・各種被害状況に関する情報・避難所に関する情報・教援救護に関する情報・行政の対応に関する情報	・ライフライン等の復旧状況に関する情報 ・避難所に関する情報・救援救護に関する情報 ・各種相談窓口開設に関する情報
避難	・避難所の開設、運営 ・避難人員及び避難状況の把握 ・特設公衆電話の設置	・避難所の運営 ・避難所への飲料水、食糧、生活必需品等の供給 ・仮設トイレの設置及び衛生管理 ・特設公衆電話の増設	・避難人員、生活状況の実態把握
広域応援	・自衛隊の派遣要請と受入れ・災害牧助法適用の申請・県、周辺市町への応援要請	・広域応援の受入れ ・救援物質の受入れ ・ボランティアの受入れ	
人命牧出・医療活動	・生き埋め者等の救出活動・負傷者等の救急医療活動	・生き埋め者等の救出活動・負傷者等の救急医療活動・医療救護所の開設、運営・後方医療機関への搬送	・負傷者等の救急医療活動・メンタルケア
教接	・救護活動 ・食糧、飲料水の確保及び供給 ・生活必需品の確保及び供給	・食糧、飲料水の供給 ・生活必需品の供給	・水道復旧による生活用水の供給・教援物資の配給
交通規制	・緊急輸送 ・交通規制 ・緊急交通路の確保	・緊急輸送 ・交通規制 ・緊急交通路の確保	・交通規制 ・緊急交通路の確保
消火活動	・火災の初期消火・火災の延焼状況の予測・危険物等の火災防止対策	・	
災害弱者への対応	・安否の確認、緊急介護 ・避難所でのケア	・安否の確認、緊急介護 ・避難所でのケア ・在宅災害弱者の施設への受入れ	・安否の確認、緊急介護 ・避難所でのケア ・在宅災害弱者の施設への受入れ
遺体捜索・収容埋葬		・遺体の捜索、搬送 ・火葬場等の確保	・遺体の収容埋葬
ライフライン	・ライフラインの復旧	・ライフラインの復旧	・ライフラインの復旧
廃棄物対策			・ゴミ、し尿処理 ・災害廃棄物処理
生活再建			・災害相談窓口の開設 ・り災証明等発行の準備 ・応急仮設住宅建設の準備 ・被災建物応急修理の準備 ・学校再開の準備

第2節 情報伝達体制計画

本計画は、気象に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理 伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。 津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第1章第2節 情報伝達体制計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □情報収集応援班

第1 市の災害通信要領

1 通信施設の利用確認

- (1) 通信手段の確保 津波災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための電源・通信手段を確保する。
- (2) 必要に応じ情報通信の機能確認と支障が生じた施設の早期復旧を行う。そのための要員・資機材を確保する。関係機関と連携し、通信の確保に必要な措置を講ずる。

2 通信途絶時における応急措置

(1) 非常通信 (無線)

有線、無線の全通信施設が利用不能となる最悪事態の場合は、通信可能な地域まで、各種交通機関を利用する等あらゆる手段により連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

《 津波災害時に使用できる通信施設 》

- ◎ ア 防災行政無線
 - イ 非常電話、非常電報
 - ウ ほかの機関の専用通信施設
 - 工 非常無線
 - 才 消防無線
 - カ 携帯電話

【 津波災害対策編 】 〈第3部 第1章 第2節 情報伝達体制計画〉

(2) 非常通話(有線)

ア 津波災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。

電話については、事前に災害時優先電話として承認を受けた電話番号を利用する。

イ 市が承認を受けた非常電話、通話番号【 資料編*1 参照 】 本項については資料編を参照する。

(3) アマチュア無線等の活用

津波災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

3 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめCATV、NTTの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段 (例)

・緊急速報 (エリアメール等)

^{*1 ●} 資料 2. 2. 2-(2) 主要防災関係機関電話一覧表

第3節 災害救助法の適用及び運用計画

大規模な津波や地震発生時における対策は、【一般災害対策編 第3部第1章第3節 災害救助法の適用及び運用計画】を参照する。

$\langle\!\langle$	主な担当班》	
	□本部総括班	□福祉班

第4節 受援・応援体制計画

本計画は、大規模な災害時において本市に対する、隣接市町、指定行政機関又は指定地方行政機関等からの人的・物的受援及び本市から被災した他市町への応援に関し必要な事項を定め、受援・応援に関する調整や実施が円滑に行われるようにするものである。

《 主な担当班 》

□各班

第1 災害情報・被害情報の分析

市は、収集した情報の分析を行い、本市への受援及び他市・町に対する応援の必要性の有無について検討する。

第2 受援

1 受援の形態

受援の形態は、災害応急対策等に対する人的受援、物資等の提供による物的支援、防災関係機関の実施する支援及び公人又は民間団体によるボランティア等があり、それぞれの特性に応じた受援体制を整備する。

2 応援要請先

- (1) 被災地外の県内市町村
- (2) 県及び関係機関
- (3) その他の公共的団体等
- (4) 協定のある関係機関
- (5) 消防庁(緊急消防援助隊等)
- (6) 県消防班応援(鹿児島市消防局)
- (7) 自衛隊、警察等の防災関係機関
- (8) その他、民間団体、企業等

3 応援要請の要領

(1) 相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、隣接市町、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣及び物的支援の要請を行う。

要請の実施にあたっては、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び「全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱」を始めとする他自治体、指定地方行政機関及び各種団体等との間で締結した災害時における相互応援協定等(以下、「応援協定等」という。)を最大限有効に活用する。

応援協定等による職員の応援又は被災者に供給する物資に不足が生じる場合(不足が生じるおそれのある場合を含む)においても災害応急対策等の実施職員及び物資が不足する場合は、必要に応じ県知事に対し職員の派遣、救援物資等の供給について斡旋を求めるものする。

【資料編 2.2.9.(4) 大規模災害時の協定等関係機関締結状況一覧表】

- (2) 防災関係機関に対する応援要請
 - ア 自衛隊の実施する災害派遣

第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣計画」に基づき自衛隊の災害派遣要請の求めを 知事に対し行う。

イ 消防機関の実施する応援

「薩摩川内市緊急消防援助隊受援計画」

に基づき応援を求める。

ウ 国土交通省の実施する応援

国土交通省九州地方整備局との間の、薩摩川内市における大規模な災害時の応援に関する協定」に基づき応援を求める。

- エ DMAT等の災害時において実施される緊急医療活動 第3部第2章第9節「緊急医療計画」に基づき実施する。
- オ その他、協定等の締結の無い地方行政機関等に対する応援の要請 県知事を通じ、必要な応援を求める。
- カ ボランティア等の個人又は民間団体による応援 第3部第1章第7節「ボランティアとの連携等計画」に基づき実施する。
- (3) 応援の要請にあたって明示すべき事項

自衛隊の災害派遣の要請の求めを行う場合を除き、以下の事項を、努めて明確にして要請を行う。

- ア 応援(支援)を要請する理由
- イ 応援(支援)を要請する職種及び人員数
- ウ 応援(支援)を要請する期間
- エ 応援された職員の給与、その他の勤務条件
- オ 支援を必要とする物資等の種類・数量等
- カ その他応援(支援)等あたって必要な事項

4 受援における体制等

- (1) 市は、災害の規模やニーズに応じて、他市・町、指定行政機関又は指定地方行政機関等からの職員等による受援及び救援物資の提供等による支援が円滑に行えるよう体制を整備するものとする。
- (2) 受援要請の調整等にあたっては、以下の項目に留意して実施するものとする。
 - ア 市災害対策本部の各対策部の受援要請に関する調整
 - イ 受援状況に関する全体調整及び災害対策本部等への報告
 - ウ 応援元との連絡調整及び情報共有

〈第3部 第1章 第4節 受援・応援体制計画〉

- エ 配分計画の決定
- オ 県、他自治体リエゾン等の業務スペースの確保
- カ 必要に応じ応援職員等の宿泊先の斡旋・調整
- (3) 救援物資の受入れ等にあたっては、体制を整備し、物資等の調整を行い、物資の輸送等にあたっては、第2部第3章第8節「救援物資等の輸送体制整備計画」及び第3部第2章第10節「緊急輸送計画」に基づき実施する。

第3 他市・町等への応援

市長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を 受けた場合又は応援の必要があると認めた場合は、災対法及び応援協定等を締結している市町 村に対しては協定等に基づき、応援を実施する。

1 職員等の派遣

市長は、他市町村において災害が発生した場合、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣 を行う。

2 被害情報の収集

市長は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

3 応援の実施

市長は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援 を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報 伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

4 被災者受け入れ施設の提供等

市長は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供又は斡旋を行う。

第5節 自衛隊の災害派遣計画

本計画は、災害に際し人命、財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣依頼及び受入れに関する事項を定め、もって自衛隊の効率的かつ迅速な活動を期する。

大規模な津波や地震発生時における対策は、【一般災害対策編 第3部第1章第5節 自衛隊 の災害派遣計画】を参照する。

《主な担当班》

□本部総括班

〈第3部 第1章 第6節 技術者・技能者及び作業者の確保計画〉

第6節 技術者・技能者及び作業者の確保計画

この計画は、災害対策に必要な技術者・技能者及び作業員等の動員を円滑に行い、災害対策の 万全を期する。

津波災害発生時における対策は、【一般災害対策編 第3部第1章第6節 技術者・技能者及 び作業員の確保計画】を参照する。

//	主	72	扣	14	班	>>
//	T .	14	14	_	19T.	- //

□本部総括班 □各班

〈第3部 第1章 第7節 ボランティアとの連携等計画〉

第7節 ボランティアとの連携等計画

本計画は、災害の規模が大きく、対策要員に不足を生ずるとき、災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を要請する。

大規模な津波発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第1章第 7節 ボランティアとの連携等計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を 期する。

《 主な担当班・関係機関)	//	主な‡	日当班		関係材	幾関	$\rangle\rangle$
----------------	-----------	-----	-----	--	-----	----	------------------

□本部総括班 □福祉班 □経済対策班 □社会福祉協議会

第1 ボランティア参加の受入れ

1 ボランティアの受入れ

民間団体に対する協力の要請は、市長が行い、福祉班が実施する。

- (1) 協力依頼
 - ボランティア受入れは、市長が市社会福祉協議会に協力を求めて行う。
- (2) 支援及び補助

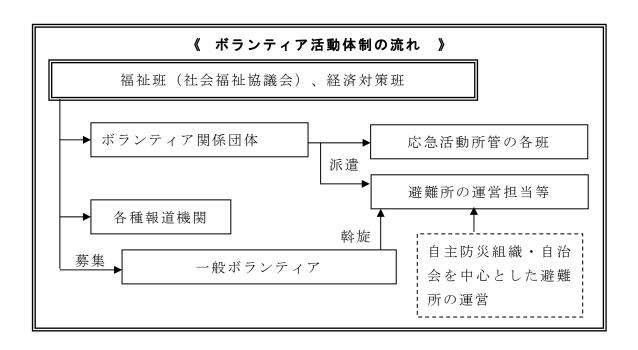
市社会福祉協議会が中心となり、ボランティア連絡協議会を組織し、ボランティア団体及び 個人登録等の活動体制の確立を依頼し、業務遂行のための支援及び補助を行う。

(3) 環境整備

福祉班は、ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間、支援窓口となり、活動しやすい環境づくりや災害が長期化した場合の支援及び環境整備に努める。

2 ボランティア活用計画

- (1) 参加、協力が求められるボランティア
 - ア 日本赤十字奉仕団 (県支部へ依頼)
 - イ 大学等の学生
 - ウ 公務員
 - エ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
 - オ その他、各種ボランティア団体等
- (2) ボランティア活動の内容
 - ア 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
 - イ 避難所の運営
 - ウ 炊き出し、その他の災害救助活動
 - エ 高齢者、病人等の看護
 - オ 被災地の清掃及び防疫
 - カ 軽易な事務の補助
 - キ アマチュア無線による情報の収集、伝達
 - ク その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。



第8節 災害警備体制計画

津波災害発生時における対策は、【一般災害対策編 第3部第1章第8節 災害警備体制計画】 を参照する。

$\langle\!\langle$	主な担当機関)	>		
	□本部総括班	□消防班	□警察署	□消防団

第2章 初動期の応急対策

第1節	津波警報等・津波情報等の収集・伝達 計画	□本部総括班 □情報収集応援班 □広報班 □建設班
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達計画	□本部総括班 □情報収集応援班 □各班
第3節	広報計画	□広報班 □市民支援班 □福祉班
第4節	消防活動計画	□本部総括班 □消防班
第5節	危険物の保安対策計画	□本部総括班 □消防班
第6節	水防・土砂災害等の防止対策計画	□本部総括班 □建設班 □農林水産班 □消防班
第7節	避難計画	□本部総括班 □広報班 □福祉班 □教育班 □消防班
第8節	救助・救急計画	□本部総括班 □福祉班 □救護支援班 □消防班
第9節	交通確保・規制計画	□建設班 □警察署
第101	節 緊急輸送計画	□本部総括班 □財政車両管理班 □経済対策班
第111	節 緊急医療計画	□救護支援班
第121	節 要配慮者への緊急支援計画	□福祉班 □救護支援班 □経済対策班 □教育班

第1節 津波警報等・津波情報等の収集・伝達計画

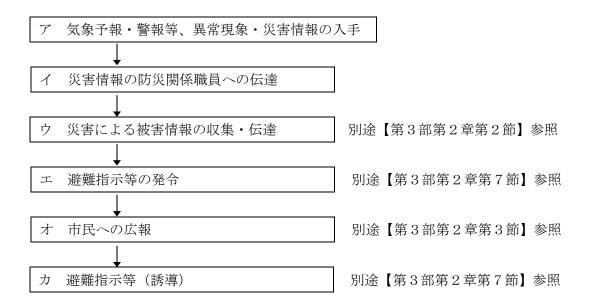
津波発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第1節 気 象警報等の収集・伝達計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《主な担当班》

□本部総括班 □情報収集応援班 □広報班 □建設班

第1 予報・警報等の種類・基準

- 1 情報収集・伝達の流れ
 - (1) 情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容である。 各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとる。 なお、本節では下記のア及びイの内容とし、ウ以下は別節で取り扱う。



第2 気象予報・警報等収集伝達計画

1 気象予報・警報の種類及び発表基準 【 参考編*1 参照 】

気象予報・警報の発令は、鹿児島地方気象台から発表される気象予報・警報の種類及び発表の 基準に準ずる。

2 特別警報の種類及び発表基準等【 参考編*2 参照 】

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。

3 地震に関する情報

福岡管区及び鹿児島地方気象台が発表する情報を把握し、必要な措置をとる。

- (1) 震度速報
- (2) 震源及び震度に関する情報
- (3) 地震の震度に関する情報
- (4) 鹿児島地方気象台が発表する地震に関する情報

^{*1 ●} 参考 3.2.1-(1) 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

^{*2 ●} 参考 3. 2. 1-(2) 特別警報の意義、種類、発表の基準及び指標

〈第3部 第2章 第1節 津波警報等・津波情報等の収集・伝達計画〉

4 津波及び地震に関する情報の発表 【 参考編*3 参照 】

地震に関する情報とは、九州・山口地方の地震、被害が発生したと推定される地震、局地的に 続いて発生する小地震等が発生し、福岡管区気象台が必要と認めた場合に、福岡管区及び地方気 象台が一般及び関係機関に対して速やかに発表するもので、津波及び地震に関する情報、津波予 報等の種類は以下の内容のとおりである。

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報は次のとおりである。

- ア 震度速報
- イ 震源に関する情報
- ウ 震源・震度に関する情報
- エ 各地の震度に関する情報
- オ その他の情報
- カ 推計震度分布図
- キ 遠地地震に関する情報
- (3) 大津波警報、津波警報、津波注意報
 - ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。 ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分 内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられ ているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津 波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規 模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

イ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に 合わない場合がある。
- (4) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。 このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した 場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(4) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津 波情報で発表する。

- (ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- (イ) 各地の満潮時刻・津波到着予想時刻に関する情報
- (ウ) 津波観測に関する情報
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報
- (オ) 津波に関するその他の情報

イ 津波情報の留意事項等

- (ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同 じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以 上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、 局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- (4) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- (ウ) 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化 (第1波の到達) が観測されてから最大波が観測されるまでに 数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸 に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、 情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

〈第3部 第2章 第1節 津波警報等・津波情報等の収集・伝達計画〉

(5) 津波予報の発表

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表 する。

ア 津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)

イ 0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)

ウ 津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)

なお、発表機関、予報区、通知要領等は、以下のとおりである。

発表機関:気象庁、福岡管区気象台

津波予報文:予報文は、津波予報区に対して発表する。

津波予報区:薩摩川内市沿岸の属する予報区は、「鹿児島県西部」である。

5 津波及び地震に関する情報の伝達

(1) 事前措置

地震(本震・余震)に関する情報の発表があった場合、直ちに市民等へ防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

(2) 市民への広報

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ市民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

(3) 大津波警報(特別警報)の周知

市長は、県の機関から大津波警報(特別警報)の通知を受けた場合、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

(4) 異常現象発見時の通報(災対法第54条関連)

本項目については、【一般災害対策編 第3部第2章第1節 気象警報等の収集・伝達計画】 を参照する。

6 津波への警戒、避難指示等

近海で地震が発生した場合は、津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。 このため、強い揺れ(震度4程度以上)を感じた場合、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっく りとした揺れを感じた場合で、避難の必要を認めるときは、以下のように対応する。

(1) 市民等の対応

津波危険予想地域の市民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

(2) 市の対応

防災行政無線等を用い、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の市民や海浜にいる残留者に直ちに海浜からの避難を指示する。

	基準	対 応
津波危険地域に対	避難指示の発令基準は次のい	津波危険地域の市民に直ちに
する避難の指示	ずれかに該当した場合とする。	高台等の安全な場所に避難する
	(1) 大津波警報、津波警報、津	よう指示する (避難の指示)。
	波注意報が発表された場合	
	(2) 停電、通信途絶等により、	
	津波警報等を適時に受けるこ	
	とが出来ない状況において、	
	強い揺れを感じた場合、ある	
	いは、揺れは弱くとも1分程	
	度以上の長いゆれを感じた場	
	合	

(3) 大津波警報(特別警報)が発表された場合の市民等の対応【 参考編*4 参照 】 市民等は、大津波警報(特別警報)が発表された場合、身を守るため最善を尽くすものとする。

7 津波の監視警戒

揺れを感じた場合、津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸を巡視し、 高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒する。

特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合は、以下の対応をとる。

海面監視・警戒

津波予報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。次の場合は厳重な監視体制をとる。ただし、潮位監視のために職員を海岸近くへ配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行う。

- ア 近海で地震が発生した場合
- イ 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき
- ウ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき 気象官署からの津波予報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自主的措置を講じ る。
- (2) 津波報道の聴取 地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHK等報道機関の放送を聴取する。
- (3) 避難指示等の伝達

津波予報の発表があった場合、海岸に残留する者、海岸付近の住民等に直ちに海岸から退避し、高所で堅ろうな施設に避難するように指示する。

第3 津波災害警戒区域に係る情報、予報等の伝達

津波災害警戒区域について、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達 並びに予報又は警報の伝達に関し、その区域ごとに定めておく。

^{*4 ●} 参考 3.2.1-(4) 特別警報発表時における市民等の対応例

〈第3部 第2章 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画〉

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画

本計画は、災害情報及び被害状況等を迅速、かつ確実に収集し、通報報告するため、必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

津波等発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《主な担当班》

□本部総括班 □情報収集応援班 □各班

第1 災害情報の収集

1 初期情報の把握

応急対策活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。担当は市民安全対策部とする。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じ在京大使館等)に連絡する。

なお、市及び県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 被害状況調查等

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

(2) 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。特に、人命危険に

関する情報を優先し、速報性を重視する。

《 収集すべき災害情報等の内容 》

- ア 人的被害(死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行 方不明者の数を含む。)
- イ 住家被害(全壊、倒壊、床上浸水等)
- ウ 津波被害状況(人的被害状況、倒壊家屋状況)
- エ 土砂災害(人的・住家・公共施設被害を伴うもの)
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所(土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等)
- キ 輸送関連施設被害(道路、港湾・漁港)
- ク ライフライン施設被害(電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害)
- ケ 避難状況、救護所開設状況、救出・医療救護関係情報
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 交通機関の運行、道路の状況
- シ 災害の状況及び社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

2 災害情報の収集計画

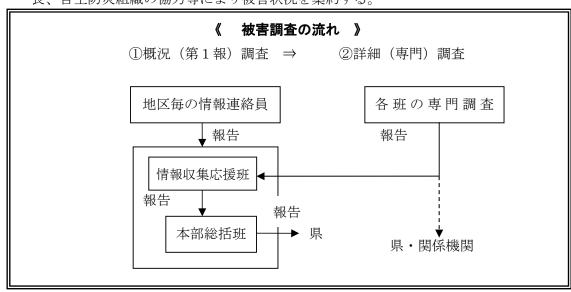
(1) 情報総括責任者の指定:情報収集応援班

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり情報連絡員を定め、被害 の集約を**情報収集応援班**に報告する。

(2) 災害調査部隊等の編成

各班は、災害が発生したときは、直ちに所管する施設(住家、土木施設、農林水産物、農林 水産業用施設、商工業施設)等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる**災害調査部隊**等を 編成して被害状況を調査する。

また、勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合、地区情報連絡班の設置、詰所長、自治会長、自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。



〈第3部 第2章 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画〉

第2 被害情報の調査要領、伝達

1 被害状況の調査要領

(1) 被害情報項目

《 被害情報の項目 》

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時、場所又は地域
- ウ 被害の状況
- エ とられている対策
- オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害認定基準

被害状況調査にあたっては、救助法適用の「被害認定基準」に基づき判定を行う。

(3) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に 専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第3 災害情報の報告基準

1 被害情報の報告要領

- (1) 県への報告要領
 - ア 被害状況等の報告

災対法及びほかの法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害報告取扱要領(県地域防災)」の定めるところによる。

イ 報告要領

種類	提出期限	様式	適用
(1) 第1報	登庁直後 災害発生直後		第1報(参集途上の被害、庁舎周辺の被害状況) ①勤務時間外(本部連絡員の登庁直後) ②勤務時間内(災害発生直後)
(2) 人命危険情報 中間集約結果報告	災害発生後、でき る限り早く	(別表)※	この段階で市災害対策本部での意思決定(広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、救助法の適用申請等必要性の有無)が得られていれば、県等へ報告する。
(3) 人命危険情報 集約結果(全体概要) 報告	災害発生後、1時間以内。 遅くとも2時間以内	災害状況速報	県への報告は、「災害情報等報告系統」と同一の 方法を用いる。
(4) 災害即報	覚知後30分後可能 な限り早く		報告(通報) すべき災害等を覚知したとき、原則 として覚知後30分後可能な限り早く、わかる範囲 で、第1報を報告し、以後判明したものから随時 報告する。

ウ 人的被害情報の報告・集約・調整

人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約し、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」(令和5年3月31日)に基づき市町村等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

2 災害情報の収集

(1) 初動時期における災害情報の収集(第一報)

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨 機応変に収集する。

- ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- イ 人命救助に係る情報
- ウ その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等 概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

(2) 災害情報等の集約、報告及び共有化

ア 情報の共有化

市災対本部において、上記の方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、 自衛隊派遣要請、避難の指示、救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、 適宜、全職員に周知する。

イ 市から国・県への報告

市は、震度4以上を記録した場合、県へ被害概況を報告する。

災害規模の把握のための市から国・県等への報告は以下を目標に行う。

- (ア) 第1報(参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況)
 - ①勤務時間外(本部連絡員の登庁直後)
 - ②勤務時間内(津波等発生直後)
- (イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

津波等の発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、県・消防庁に対して報告を行う。この段階で市 災害対策本部での意思決定(広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、救助法の適用 申請等の必要性の有無)が得られていれば、県等へ報告する。

(ウ) 人命危険情報の集約結果(全体概要)の報告

津波等の発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

第3節 広報計画

本計画は、市民及び報道機関に対する災害情報、被害状況その他の広報活動について、必要な 事項を定め、もって災害広報の迅速化を図るものである。

津波や津波をもたらす地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第3節 広報計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□広報班 □市民支援班 □福祉班

第1 広報体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 運用体制の整備

市及び関係機関は、次により広報運用体制の整備を図る。

- ア 広報重点地区(各災害危険地区)
- イ 地区市民(要配慮者)の把握
- ウ 広報・広聴担当者の習熟
- エ 広報文案の作成
- オ 広報優先順位の検討
- カ 伝達ルートの多ルート化
- (2) 市民に対する広報

住民への広報内容について、避難の緊急度、危険性、広報優先地域等を見極め、必要な情報 を周知する。

また、津波警報等、避難指示等を市民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

2 市民に対する広報内容【資料編*1 参照】

災害広報は、報道機関に対するものと、住民に対するものとに分けて行う。

- (1) 津波危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導)、事前避難の呼びかけ、避難の指示
 - ア 広報担当者の留意事項

広報担当者は、地震を感じた時、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の 承認手続きのために、時間を浪費しないように特に留意する。

イ 避難指示等の基準

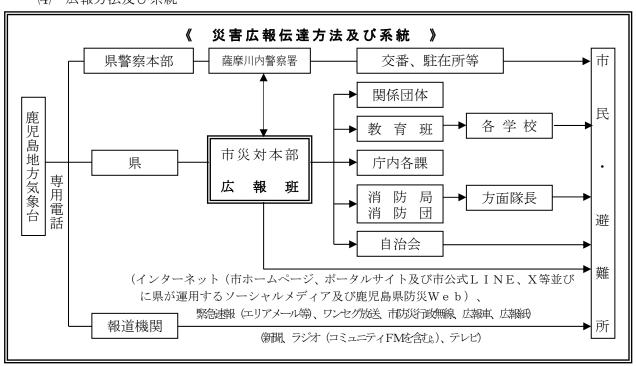
震度4以上(と思われる)の地震を感じたとき、又は、弱い地震でも長時間のゆっくりと した揺れを感じたとき、若しくは、津波警報を覚知したとき

(2) 津波警報等発表後の広報

ア 余震等、地震の発生に関する今後の見通し

^{*1 ●} 資料 3.2.3-(1) 報道機関一覧

- イ 被災状況と応急措置の状況
- ウ 避難の必要性の有無
- エ 緊急避難を要する地区住民への避難の喚起・指示
- オ 要配慮者の安否確認の喚起・指示
- カ 出火防止、初期消火、ガスの元栓閉栓の喚起・指示
- キ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
- (3) 津波警報等発表後、事態が落ち着いた段階での広報
 - ア 二次災害の危険が予想される地域住民への警戒呼びかけ
 - イ 地区別の避難所への情報提供
 - ウ 混乱防止の呼びかけ(テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、インターネット(市ホームページ、ポータルサイト及び市公式LINE、X等並びに県が運用するソーシャルメディア及び鹿児島県防災Web)、緊急速報(エリアメール等)、ワンセグ放送、防災行政無線)
 - エ 安否情報 (NTTの災害用伝言ダイヤル"171" や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板の活用)
 - オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容
 - カ 交通規制及び各種輸送機関の通行状況
 - キ ライフラインの状況 (使用可能地域)
 - ク 医療機関の状況
 - ケ 防疫活動の実施状況
 - コ 食料、生活必需品の供給状況
 - サ その他住民のとるべき行動
 - (ア) 火災、地すべり、危険物施設に対する対応
 - (イ) 電話、交通機関等の利用制約
- (4) 広報方法及び系統



【 津波災害対策編 】 〈第3部 第2章 第3節 広報計画〉

3 市民等からの問い合わせに対する対応

福祉班は、大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役 所内に各班により編成される「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

- (1) 行方不明者の受付
- (2) り災証明
- (3) 税の減免
- (4) 仮設住宅への入居申請
- (5) 住宅応急修理の相談
- (6) 医療相談
- (7) 生活相談等
- (8) 災害によって生じる法律問題

第4節 消防活動計画

津波災害においても、都市地域を中心に火災が予想される。大火災の防ぎょについては、消防局の定める「消防計画」に基づき行う。

津波災害発生時における対策は、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《主な担当班》

□本部総括班 □消防班

第1 消防活動の体制

1 情報伝達体制

- (1) 津波をもたらす地震災害発生後の消防職(団)員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- (2) 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。
- (3) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集に努める。

2 消防職員、団員の召集

火災その他の災害に際し、「薩摩川内市消防計画」の規定に基づき召集を行う。

- (1) 消防職員にあっては、消防局長の命によりこれを行う。
- (2) 消防団員にあっては、消防団長が各分団長を通じて行う。

3 消防隊の出動

消防隊を同時多発火災、その他の災害に出動させるために、消防計画に基づき、効果的な運用を図る。

4 緊急消防援助隊の応援要請

大規模地震による津波被害等に際し、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱及び鹿児島県緊急消防援助隊受援計画に基づき応援要請を行う。

5 県消防相互応援協定の活用

津波をもたらす地震等により大規模な地震火災等が発生し、市の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し災害応急対策にあたる。

6 惨事ストレス対策

市は、消防局・団に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防局は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

〈第3部 第2章 第4節 消防活動計画〉

第2 防災対策

1 火災に対する警防対策

火災防御活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。

(1) 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災 現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば捜索を実施する。

要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

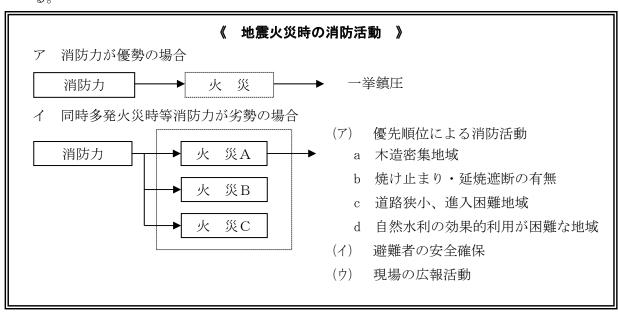
(2) 火災危険地域の警防対策

木造住宅若しくは飲食店等が密集している進入困難地域で火災が発生した場合、延焼拡大及 び人命危険が極めて大きいため、人命救助と火災の延焼拡大を防止する。

(3) 同時多発的火災対策

津波をもたらす大規模な地震による同時多発火災に対し、通電の際等による出火防止、延焼拡大の防止を効果的に実施できるよう防火水槽、プール等の他、河川・ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の多様化に努める。

また、延焼拡大や消火活動に支障のある地域等について、優先順位による消火活動を実施する。



2 市民による出火防止、初期消火体制

(1) 市民による初期消火体制の整備

地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から地震時の初期消火の重要性を啓発 し、初期消火体制の組織の整備育成、防火水槽等設備の増強を検討する。

(2) 市民による初期消火の啓発

家庭における出火を防止するため、地震時における通電の際の2次出火の危険性、火気使用の適正化と消火器具の普及等に努める。

第5節 危険物の保安対策計画

津波や津波をもたらす地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第 4 部第 4 章 危険物等災害対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を 期する。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □消防班

第1 危険物の保安対策

1 危険物対策

(1) 危険物対策

津波による危険物施設からの漏洩・爆発、特殊火災のおそれがある場合、消防局が定める「消防計画」に基づき、統制ある危険物対策を行う。

(2) 危険物、高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 広域応援要請

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、市の能力では災害を防ぎょし、災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県へ応援要請を依頼する。

〈第3部 第2章 第6節 水防・土砂災害等の防止対策計画〉

第6節 水防・土砂災害等の防止対策計画

津波災害発生時における対策は、【一般災害対策編 第3部第2章第4節 水防計画及び第5 節 土砂災害等の防止対策計画】を参照する。

«	主な担当班》				
	□本部総括班	□建設班	□農林水産班	□消防班	

第7節 避難計画

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害から市民を保護する ため市長等が行う避難の指示等の基準要領等を定めて、危険区域内の市民を適切に安全地域へ 避難させ、人的被害の軽減を図る。

津波や津波をもたらす地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第 3 部第 2 章第 6 節 避難計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

$\langle\!\langle$	主	10	扣	出	班	>>
//	т.	14	11	=	111.	- //

□本部総括班	□広報班	□福祉班	□教育班	□消防班

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の早期把握実施

市長は、避難措置実施の第1責任者として、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手する。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難対策の必要の避難を要する状況は、発生した津波の状況により大きく異なるため、市、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 避難の必要性の早期判断

県が想定している地震の中には、地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も 予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の市民自身による避難活動が開始されることを 前提に、市・消防局等は、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、市民の避難活 動を補完する。

(2) 二次災害防止のための避難対策

津波をもたらす地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じて、二次災害の防止と避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

第2 避難所の確保

1 避難施設等の確保

避難所は、津波災害発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的 に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。

また、市民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ市民に周知しておき、 避難の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

2 避難者の収容

津波災害危険地帯の市民が緊急に避難するため収容する施設は、耐火構造物の公共施設及び 公園等とする。なお、既存の収容施設が被害を受けた場合、被災者が多数のため既存収容施設に 収容できない場合、又は近くに安全な施設がない場合は、野外施設を設営する。

第3 避難の指示、伝達

津波等による災害の危険が切迫し、市民を避難させる必要がある場合、避難指示等の責任者 を明確にし、避難体制を確立する。

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、津波や津波をもたらす地震の発生等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立退きを指示する。

市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

1 避難指示等の発令

- (1) 市は、地震活動の状況等を十分把握するとともに、建物が倒壊する危険性のある場合、土砂災害等の発生が予想される場合、出火・延焼が予想される場合、有毒ガス事故が発生した場合など、 危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、 適切な避難誘導を実施するものとする。
- (2) 市は、強い揺れ(震度 4 程度以上)を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした 揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示 を発令するなど、速やかに的確な避難指示等を発令するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な 避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を居住者等に伝達する ものとする。

2 市長による避難指示等の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

市長は、市地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難の指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確 実・効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する情報伝達手段を用い以下の方法により伝 達する。

なお、情報伝達に当たっては複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

- ア 同報無線等無線施設を利用した伝達
- イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- ウ サイレン及び警鐘による伝達
- エ 広報車からの呼びかけによる伝達
- オ コミュニティFM 放送
- カ 緊急速報 (エリアメール等)
- キ 告知放送
- ク Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、 ラジオ(コミュニティFM 放送を含む。)、インターネット等、携帯電話(緊急速報メールを含む。)、ワンセグ放送、有線放送、電話、特使等の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

市長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

					《 警戒区域	の設定》		
		55	(害が発生	し、ス	てはまさに発生	しようとして	いる場合	たおいて、人の生命又
条	件	は身	を 体に対する	る危険	食を防止するた	め特に必要が	あると認	8めるとき、警戒区域を
木	17	設分	宮し、災害!	芯急対	†策に従事する	者以外の者に	対して当	4該区域への立入りを制
		限し	ノ、若しくに	は禁止	こし、又は当該	区域からの退	去を命す	* る。
伝達	1 宏	ア	設定者	1	立入り制限、	禁止の理由	ウ	警戒区域
位達7	1 谷	エ	避難所	オ	避難後の当局	の指示連絡等	カ	解除の見込み

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れ につながる危険があるため、「強い地震(震度4程度以上)もしくは長時間のゆっくりとした 揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報等を覚知した場合」は避難指示を直ち に発令するものとする。

【 津波災害対策編 】 〈第3部 第2章 第8節 救助・救急計画〉

第8節 救助・救急計画

本計画は、津波災害のため、身体が危険な状態、または生死不明の状態にある者を救出し、市 民の生命を保護し、被害の軽減を図るため、迅速な救出・救急対策を図るものである。

津波災害発生時における対策は、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

//	主	72	扣	14	班	//
//	+	12	14.	=	功士	- //

□本部総括班	□福祉班	□救護支援班	口消防班

第1 救出計画

1 救出班の編成

救出班の編成は、消防班により組織し、消防計画に基づく組織体制とする。被害状況に即した 人員、資機材等を確保し、災害が発生した地域の市民、関係機関と連絡を密にし、適切な救出に あたる。

2 初動体制の確立

被災者の救出活動は、広範囲な被災現場において激甚な地域や優先地域を判断し、関係機関 と連携し、迅速な要員及び資機材の確保、救出体制、支援体制を確立する。

3 救出活動

津波災害直後から市民、事業所に対し、各種広報手段を用いて負傷者等に対する救出活動への協力を喚起する。

第2 救助、救急活動

1 救助、救急活動

消防局は、消防力の総力をあげて救助、救急活動を行うものとし、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。また救急、救助活動は、救命措置を要する重傷者を最優先とする。

実施にあたっては、市消防計画による。

2 救急搬送

- (1) 傷病者の救急搬送は、救命措置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては救急車等のほか、必要に応じ県消防・防災へリコプターや県ドクター ヘリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。
- (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

3 傷病者多数発生時の活動

- (1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療対策部と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

4 市民及び自主防災組織による救助、救急活動

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

5 救助、救急用装備・資機材の調達

資機材が不足する場合が十分考えられ、可能な限りの救助、救急用装備・資機材を調達し、救助活動に万全を期す。

6 救出等の応援要請

被災地の救助及び救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機 関、他の地方公共団体に応援を要請する。また、自衛隊への派遣要請の必要性を判断し、必要と 認めた場合は知事に自衛隊の派遣要請依頼を行う。

7 市民及び自主防災組織等の役割

地域における救助及び救急活動は、消防団や自治会も含めた自主防災組織のもとで、組織的に 行動することが効果的である。地域の実状に即した市民の組織力を強化し、「自分達のまちは自 分達で守る」という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

- (1) 個人の果たすべき役割
 - ア 負傷者及び要配慮者の救出、救護
 - イ 正確な情報の伝達
 - ウ 出火防止措置及び消火の実施
 - エ 適切な避難
 - オ 組織的な応急、復旧活動への参加と協力

第9節 交通確保·規制計画

本計画は、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保守が必要となった場合において、迅速な災害応急対策の遂行のための交通を確保する。 津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第7節 交通確保・規制計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《主な担当班・関係機関》

□建設班 □警察署

第1 交通施設対策

1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《 パトロール時の留意点 》

- ア 法面の土砂や樹木の崩落状況
- イ 側溝等の流水状況
- ウ 橋梁の滞留物の状況
- エ 道路占有物(ガス、水道、電力施設等)の被害状況
- オ 応急復旧に必要な資機材の判断

第2 交通の確保

1 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《 交通の確保対策 》

- ア 障害物の除去
- イ 被災箇所の応急復旧
- ウ 迂回路の確保

2 緊急輸送対策の実施

(1) 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、 応急復旧、輸送活動を行う。

(2) 緊急通行車両の確認

津波災害発生後、特に初期には、使用可能な交通及び輸送ルートを緊急輸送のために確保 する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、県又は県公安委員会から緊急通行 車両証明書及び標章の交付を受ける。

(3) 応急復旧実施

緊急輸送道路や迂回路がなく孤立する路線等、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

【 津波災害対策編 】 〈第3部 第2章 第10節 緊急輸送計画〉

第10節 緊急輸送計画

本計画は、津波災害時におけるり災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送力を確保し、迅速、的確な輸送を行うためのものである。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第8節 緊急輸送計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

((主	72	扣	14	班	\\
//	土	12	1出	\equiv	班	- //

□本部総括班 □財政車両管理班 □経済対策班

第1 緊急輸送

1 基本方針

市長は、被災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。

なお、市有輸送力をもっては輸送を確保できないと認めるときは、九州運輸局、鹿児島運輸支 局、その他関係機関の応援を求める。

主として救助物資、応急対策用器材等、救出されたり災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

第2 輸送の確保

1 輸送の確保【 資料編*1:2 参照 】

津波災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も 迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。

(1) 輸送の依頼先

本項については資料編を参照する。

^{*1●} 資料 3.2.8-(1) 市有車両等一覧表

^{*2●} 資料 3.2.8-(2) 輸送の依頼先

2 輸送の実施

《 輸送の対象 》

- (1) 第1段階
- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府及び地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等 初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物 資
- (2) 第2段階
- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、飲料水、その他生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第3 緊急輸送計画

1 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路

大規模災害時通行制限される緊急輸送道路は以下の指定路線である。

輸送施設	輸 送 施 設 の 内 容			
E7 6 40 W W 16	第一次緊急輸送道路 高規格幹線道路、一般国道等(原則、国県道)で構成する緊急輸送の骨格 をなす広域的なネットワークで、県庁所在地、地方生活圏中心都市の役場及			
緊急輸送道路 び重要港湾、空港等を連絡する道路				
(緊急輸送道 第二次緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊 輸送に係る拠点等を連絡する道路(原則、国県道)				
ク計画) 第三次緊急輸送道路				
	第一次及び第二次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけ			
	のある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路			

〈第3部 第2章 第10節 緊急輸送計画〉

(2) 集積拠点施設

大規模災害時集積拠点は以下の施設である。

輸送施設	輸送施設の内容
トラックターミナル	鹿児島臨海トラックターミナル
卸売市場等	川内地方卸売市場、さつま町公設地方卸売市場

2 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

ア 事前届出の対象となる車両

事前届出の対象とする車両は、災害時において災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両とし、市が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用に使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両で、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (4) 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 事前届出の手続き

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の緊急 通行を実施することについて責任を有する者(代行者を含む。)とする。

(イ) 申請先

申請に係る車両の使用本拠位置を管轄する警察署(幹部派出所を含む)

- (ウ) 必要書類
 - a 緊急通行車両確認申出書(1 通)
 - b 自動車検査証の写し(1通)
 - c 協定等により使用される車両は、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容 を証明する書類(輸送協定書が無い場合は、上申書、契約書等)
- (2) 緊急通行車両確認標章等の交付受け

災害発生前にあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができる。

第11節 緊急医療計画

本計画は、津波災害の混乱時における被災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図る。

なお、避難生活の長期化に伴う被災者の健康状態の把握及びメンタルケアについても本節に 準じて実施する。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第9節 緊急医療計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《主な担当班》

□救護支援班

第1 緊急医療の実施【 資料編*1 参照 】

津波災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、市長が行う。(災害救助法適用時において知事から委任された場合を含む。)

1 対象者

災害のために医療の途を失い、応急的に医療を施す必要がある者

2 範 囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 措置、手術、その他治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容

第2 医療体制

1 医療情報の収集

広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用し、医療機関の被災状況等の情報を入手する。

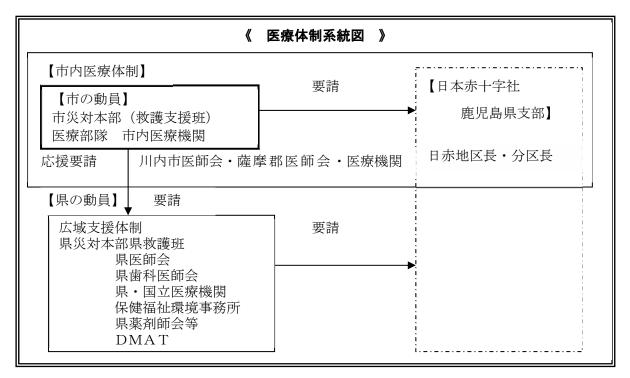
2 医療機関の動員計画

(1) 救護班の設置

医療救護については、川内市医師会、薩摩郡医師会と協議調整し、救護班、市内医療機関、医師会、その他医療機関により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

^{*1 ●} 資料 3.2.9-(1) 医療団体等一覧表



(2) 医療機関の動員計画

救護支援班は、日赤鹿児島県支部、分区長、医師会及び各医療機関の医療救護について協力 を行う。

ア 県による保健医療活動の総合調整の実施

県(保健医療調整本部)及び保健所は、救護班、DMAT、DPAT及び保健師等(以下「保健医療活動チーム」という。)の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行う。

イ 応援要請

市長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、鹿児島県(日 赤鹿児島県支部、鹿児島県医師会)へ県の救護班の出動を要請する。

- (ア) 派遣を必要とする人員(内科、外科、助産等別の医師、看護師数)
- (イ) 必要とする班数
- (ウ) 救護期間
- (工) 派遣場所
- (オ) 災害の種類・原因等その他の事項
- ウ 災害医療コーディネーター及び災害時小児用周期リエゾンによる支援
- (ア) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整 を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

(イ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動 知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の 出動を要請する。

エ 災害薬事コーディネーター

(ア) 災害薬事コーディネーターの活動内容

災害薬事コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合、 必要とされる医薬品、医療機器等の物資や薬剤師等の人材の供給調整等を行う。

(イ) 災害薬事コーディネーターの出動

知事は、災害薬事コーディネーターの出動が必要と判断するときは、鹿児島県薬剤師会 に災害薬事コーディネーターの出動を要請する。

オ DMATによる応援

(ア) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に災害現場等で、急性期(発災後、おおむね4 8時間以内)に緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害 拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(イ) DMATの出動要請

出動要請の特例

市長又は消防局長は、DMATの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されており、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請できる。

この場合において、市長又は消防局長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものと する。

(ウ) DMATの編成と所在地

a DMATの構成

DMATは、原則として医師1人、看護師2人及び業務調整員1人の4人を基本として編成する。

b DMATの所在地

DMATの所在地は、次のとおりである。

(令和5年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃 南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-63-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曽於医師会立病院	曽於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3

〈第3部 第2章 第11節 緊急医療計画〉

済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎1丁目7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	ル 城山町8番1号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島1丁目5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1
中央病院	鹿児島市泉町 6-7	099-226-8181	1
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町 6081-1	0994-40-1111	1

カ DPATによる応援

(ア) DPATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、被災地域等で、被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援等を行う。

(イ) DPATの出動

知事は、DPATの派遣基準に照らし、DPATの派遣が必要と認めるときは、DPA T登録病院の長にDPATの出動を要請する。

(ウ) DPATの構成と所在地

a DPATの構成

DPATは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、1チーム3~5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減し編成できるものとする。

なお、DPATのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

b DPATの所在地

先遣隊の登録をしているDPATの所在地は、次のとおりとする。

(令和5年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-272-5111	2
県立姶良病院	姶良市平松 6067	0995-65-3138	5
谷山病院	鹿児島市小原町 8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿 7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉 100	0995-42-0560	1

キ DHEAT

(ア) DHEATの活動内容

県(保健医療福祉調整本部等)が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機 能等に対する支援を行う。

(イ) DHEATの活動

a 他県等への要請

県は、県内の保険所の相互支援では保険医療活動の総合調整が困難となることが予

想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県等からのDHEATの派遣に関する調整の依頼を行う。

(ウ) DHEATの構成

公衆衛生医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、業務調整員等から5名程度で構成される。

ク 災害支援ナース

(ア) 災害支援ナースの活動内容

災害支援ナースは、被災地の医療機関等における看護業務、救護所での診療及び避難所での巡回診療における看護業務、避難所の環境整備及び公衆衛生管理、被災者の心のケア等を行う。

(イ) 災害支援ナースの出動

知事は、災害支援ナースの出動が必要と判断するときには、災害支援ナースが登録されている医療機関等県との協定に基づき、被災地の医療機関等への災害支援ナースの派遣を要請する。

ケ 災害時感染制御支援チーム (DICT)

(ア) DICTの活動内容

感染症に関する知見を有する医師、看護師等からなる災害時感染制御支援チーム(DICT)は、避難所等における衛生環境を維持するため、避難所等の感染症予防対策、感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言、感染症診療に係る技術的支援等を行う。

(イ) DICTの派遣依頼

知事は、DICTの派遣が必要と判断するときには、日本環境感染学会に対し、避難所等への災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。

コ 民間への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう各機関の連携を図る。

サ 災害拠点病院【 資料編*2 参照 】

県は、各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、 日赤鹿児島県支部、消防本部等の関係機関と連携し、医療救護体制を確立する。

なお、緊急時へリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備活用を図る。

(3) 救護所の設置

災害時における救護班の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、医療機関等と協議して適当な 救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、集会所等の収容可能な施設の確保を図る。

《 救護所設置場所 》

- ア 被災者の避難収容所
- イ 被災地の中心地
- ウ 被災者の交通の多い地点
- エ その他適当と思われる地点

3 医療救護活動

^{*2 ●} 資料 3.2.9-(2) 災害拠点病院

〈第3部 第2章 第11節 緊急医療計画〉

(1) 医療救護活動の実施

災害の状況に応じ適切な医療を行うため、救護班の編成により次のような救護活動を行う。

- ア 傷病度合いによる選別等
- イ 医療救護
- ウ助産救護
- エ 医療機関への転送の要否、措置

(2) 医療救護活動の装備

救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能又は不 足の場合は、県・周辺市町等の関係機関の協力を得て補給する。

4 特定医療対策

(1) 重症度の判定(トリアージタッグ)

現地医療班の医師は、優先的な治療を判断するため、傷病者をそれぞれの症状に応じて区分し、救命措置、応急措置を行う。

(2) 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群(クラッシュ症候群)患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

ア 人工透析患者の対応

(社)全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を 目指す。

イ 精神医療

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

この際、県が整備する災害派遣医療チーム(DPAT)の支援を受ける。

(3) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などの安否及び健康状態等の確認を行う。状況に応じて、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

(4) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力を行う。

- ア 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施
- イ 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施
- ウ こころのケアに対する相談・普及啓発

5 助産

助産は、原則として産科医を構成員とする**救護支援班**があたる。ただし、出産は緊急を要する 場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

6 医療機関等への応援要請

(1) 医療施設の確保

救護支援班又は市内の病院、診療所等での処理が困難な場合には、**本部総括班**を通じ県及び 隣接市町等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

(2) 医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、市内医療機関薬局及び県又は近隣市町に協力を求め調達する。

第12節 要配慮者への緊急支援計画

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第10 節 要配慮者への緊急支援計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期す る。

《主な担当班》

□福祉班 □救護支援班 □経済対策班 □教育班

第1 要配慮者に対する対策

1 要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに 要配慮者となる者が発生する。これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階における需 要に合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。 ア 地域住民等と協力して指定避難場所や避難所へ移送する。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2~3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 要配慮者の避難対策

(1) 要配慮者

要配慮者対象者リストを作成し、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、避難所への速やかな避難誘導を行う。

(2) 在宅被災者

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

3 避難所での対策

- (1) 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)を行う。
 - ア 物理的障壁の除去がされていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロー プ等の段差解消設備の仮設に努める。
 - イ 車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、 要配慮者へ保健福祉サービスに努める。
- (2) 避難所では、要配慮者の状況を把握し、食料や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での

〈第3部 第2章 第12節 要配慮者への緊急支援計画〉

生活支援において要配慮者が不利とならないよう配慮する。

- (3) 生活情報の伝達において、聴覚障害者には掲示板や手話通訳、視覚障害者には点字等情報を的確に伝える方法を用いる。
- (4) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

4 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を 把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

5 県への応援要請等

- (1) 市は、必要に応じ、県に対して、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで構成された県災害派遣福祉チーム(鹿児島DCAT)の派遣を要請するものとする。
- (2) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県へほかの施設からの応援の斡旋を要請する。
- (3) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

第3章 事態安定期の応急対策

津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模な津波災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協 定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

第1節	食料の供給計画	□市民支援班 □福祉班 □農林水産班 □経済対策班
第2節	応急給水計画	□上下水道班
第3節	生活必需品の給与計画	□福祉班 □経済対策班
第4節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画	□市民支援班 □救護支援班 □上下水道班
第5節	し尿・ごみ・清掃計画	□市民支援班 □建設班
第6節	障害物の除去対策計画	□建設班 □消防班
第7節	行方不明者の捜索、遺体の処理等計画	□本部総括班 □福祉班 □市民支援班 □消防班
第8節	住宅の供給確保計画	□福祉班 □建設班
第9節	文教対策計画	□教育班
第10億	節 義援金・義援物資等の取扱い計画	□財政車両管理班 □市民支援班 □福祉班
第111	節 農林水産業災害の応急対策計画	□農林水産班

第1節 食料の供給計画

本計画は、り災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための食料の調達、炊き出し、 配給等の迅速、確実を期するものである。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第2節 食料の供給計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《主な担当班》

□市民支援班 □福祉班 □農林水産班 □経済対策班

第1 食料の調達・供給

災害時におけるり災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達、供給は、市長が行う。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態 の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

1 対象者

《 炊き出し、食品供与対象者 》

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害(全焼、全壊、半壊、流出又は床上浸水等)により炊事ができない者
- ウ 旅行者、列車、バスの旅客等であって食料の持ち合わせがなく調達できない者
- エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料を喪失し持ち合わせのない者
- オーその他、市長が供給の必要を認めた者及び避難所に収容された者

2 調達量の把握

物資供給班は、情報収集連絡班及び避難所、関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努める。

3 調達・供給計画

- (1) 被災状況、避難者数から食料供給計画を策定し、被災者の食料確保と供給に努める。
- (2) 必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町に対し応援を要請する。
- (3) 応急食料の緊急措置
 - ア 米穀取扱事業者等の手持ち米を調達する場合【資料編*1 参照】

市長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者から米穀を買取り、調達する。

この他、災害の状況により、県内米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

イ 政府所有米を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、アの方法で調達不可能の場合、市長は所要数量を知事に要請し、政府所有米穀を調達する。

知事は、市長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受けるとされている買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

市長は、通信、交通が途絶し、知事に主食品の応急配給申請が出来ないときは、直接農林 水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく政府所有 米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)、担当者の名前、連絡先 等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。

^{*1 ●} 資料 3.3.2-(2) 政府所有米穀の調達系統

〈第3部 第3章 第1節 食料の供給計画〉

市長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず、市担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用の米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときには、契約の締結前であっても政府所有米穀の引き渡しを受けることが出来る。この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。

第2 食料供給、生活必需品等の確保計画

1 調達

自ら調達した食料及び物資を被災者に対し、迅速かつ円滑に供給する。また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県及び近隣市町に物資の調達を要請する。

2 配分計画

(1) 配分計画の作成

調達した食料及び物資について配分計画を作成し円滑な配分を行う。

主食及び副食の配給は、**市民支援班**が実施し、主食の確保、配給の方法については、災害の 規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

《 応急配給に	三関する数量 》	
配給を行う場合	対象	換算配給量
被災者への炊き出し	被災者	1人1食あたり200g以内
通常の配給を行うことができない場合の 配給	応急配給 受給者	1人1日あたり400g以内
被災地における救助、復旧作業等に従事す る者に対する給食	災害救助従事者	1人1食あたり300g以内
乾パン	1食あたり	1包 (100g入り)
食パン	1食あたり	185 g 以内
調整粉乳	乳児1人あたり	200 g 以内

3 配給拠点施設の確保

災害が発生した場合において、調達又は援助された食料の受入れ(集積)、配給を行うため、 避難所等との調整を行ったうえで、配給拠点施設を確保する。

4 配給等に関する広報

被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。

また、配給(場所、時間、方法)等に関する広報を併せて行う。

第3 炊き出し計画

住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者、又は避難所に収容された 者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

1 炊き出し実施者

市長は、炊き出しの必要を認めたときは、直ちに日本赤十字奉仕団、学校給食、保育園、自衛隊等に応援協力を求めて実施する。

2 炊き出しの方法

- (1) 炊き出し及び食品の配給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- (2) 炊き出しは、市民支援班が奉仕団体等の協力を得て行うものとし、市職員が立ち会い、その指示により実施する。
- (3) 炊き出し及び食料の配給のために必要な原材料、燃料等の確保は、経済対策班が共同して行う。
- (4) 炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設ける。
- (5) 副食調味料等の調達は、あらかじめ定める関係機関、企業等へ連絡のうえ調達する。
- (6) 炊き出しにあたっては、常に食料の衛生に留意する。
- (7) 炊き出し、その他による食料の給与は、基準額の範囲内でできるだけ迅速かつ的確に行い、 混雑に紛れて配分もれ又は重複支給の者がないように注意する。

第2節 応急給水計画

本計画は、給水施設の被災により飲料水が枯渇し、又は汚染した場合、応急給水の諸方法を定め、被災地に対する給水の円滑を期するものである。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第3節 給水計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《主な担当班》

□上下水道班

第1 応急給水計画の策定

1 応急給水の必要量の把握

以下の被災者の情報を収集し、応急給水の必要量を把握する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (3) 断水区域及び断水人口の状況
- (4) 原水、浄水等の水質の状況

2 応急給水計画

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

- (1) 応急給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源池、井戸等の水源の確保に努める。この際、飲料水製造業者との協定に基づいて飲料水の提供を受け、応急給水体制の強化を図る。
- (2) 応急給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
- (3) 応急給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町に応援を要請する。
- (4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。
- (5) 自力で給水を確保できない要配慮者を支援するため、NPO法人やボランティア等と連携する。

3 対象者

津波災害のため現に飲料水を得ることができない者

第2 応急給水対策

1 応急給水方法

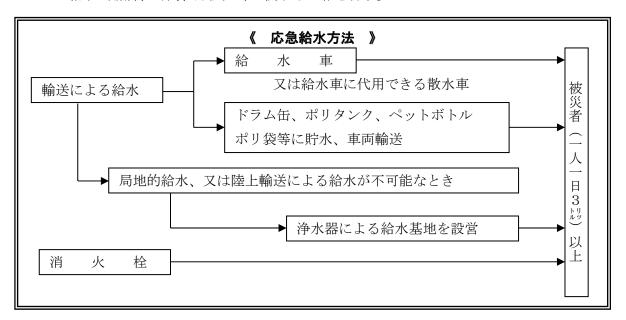
(1) 津波災害後の応急措置の内容

《 水道施設の応急措置内容 》

- ア 汚物等の有害物混入防止(場合によっては使用一時中止)
- イ 取水、送水、浄水施設等の被害把握、仮復旧
- ウ 給水車等の応急給水方法の確保(使用不能の場合)
- エ 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ 給水(場所、時間、方法)等に関する広報

(2) 応急給水の実施

- ア 給水に必要なポリ容器、バケツ(個人用)等給水容器の確保に努める。
- イ 給水に要する給水車、輸送車両等が必要なときは、県及び隣接市町に応援を要請する。
- ウ 使用可能な施設に仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。 給水(場所、時間、方法)等に関する広報を行う。



2 水質検査

飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水にあたっては使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

【 津波災害対策編 】 〈第3部 第3章 第2節 応急給水計画〉

3 応急給水の実施

- (1) 飲料水の確保及び応急給水にあたっては、1人1日あたりの給水量3リットル程度を目安とし、必要な容量を確保する。
- (2) 給水の実施基準

《応急給水の実施基準	準 》
応 急 給 水 の 条 件	応急給水量の基準
ア 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3リットル以上
イ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用水14リットル
ウ 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停	20Jy\ <i>n</i>
止を命じた場合	ארן ע עט 20
エ ウの場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル

第3 応急給水施設等の応急復旧

上下水道班は、応急給水施設の応急復旧に際して早期給水を図るため、必要最小限の用水確保 を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

なお、**上下水道班**の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、市指定給水装置工事事業者の応援 を求める。

第3節 生活必需品の給与計画

本計画は、り災者に対する衣料生活必需品等の物資を給与するための物資の調達及び配給に関するためのものである。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第4節 生活必需品の給与計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□福祉班 □経済対策班

第1 生活必需品等供給計画

1 生活必需品の給与

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

2 生活必需品等の必要量の把握【県防災】

以下の被災者の情報を収集し、被災者に給与する必要品目及び必要量を把握する。

なお、必要品目及び必要量の把握に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに 配慮するとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時 宜を得た生活必需品等の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 医療機関、社会福祉施設等の状況

3 物資の購入及び配分計画【 資料編*1 参照 】

あらかじめ生活必需品等供給計画(輸送に関する計画を含む。)を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努め、必要量が確保できないときは、県及びその他市町等に対し応援を要請する。

応援を要請する際は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

4 対象者

津波災害により住家が流失及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

^{*1 ●} 資料 3.3.4-(1) 救援物資等集積場所

〈第3部 第3章 第3節 生活必需品の給与計画〉

《 給貸与対象者 》

- ア 住家が流失、床上浸水した者
- イ 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- ウ 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

第2 生活必需品の配給

1 配給方法

(1) 配給の実施

物資の給与又は貸与は、**福祉班**が配給計画に基づき、災害対策要員及び自治会長等の協力を 得て迅速、かつ的確に実施する。

また、NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり、被災者が多数発生した場合に円滑な給与を実施する。

- (2) 自治会長を通じて、自治会又はボランティアの協力を得て分配する。
- (3) 配給等に関する広報

被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。また、配給(場所、時間、方法)等に関する広報を併せて行う。

第4節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画

本計画は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」 という。)を基本に災害感染症予防対策実施要綱及び県知事の指示・命令に従い実施する。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、 万全を期する。

//	主	70	扣	出	班	>>
//		14	11 1111	\neg	<i>11</i> /1.	//

□市民支援班 □救護支援班 □上下水道班

第1 感染症予防対策

1 感染症予防対策の実施

知事の指示、命令にしたがって応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置 を行う。

- (1) 県が市又はその一部の地域を定める場合の基準は次のとおりである。
 - ア 市又はその一部の地域の被害率が10%を超える場合
 - イ 市又はその一部の地域の被害率が5%以上、10%未満で、その被害が集約的かつ甚 大である場合
 - ウ 市又はその一部の地域の被害率が5%未満で市役所等を含む中心部が壊滅的な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合
 - エ 相当の津波や地震災害、火災のあった場合

【被害率】

全半壊(焼)、流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

2 感染症予防業務の実施

《 市における感染症予防業務 》

感染症予防業務	内容
(1) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。
	なお、消毒の方法は感染症法施行規則第 14 条の規定により、対象となる
	場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行
	えるような方法により行うこと。
(2) ねずみ族、昆	知事が定めた地域内で、知事に指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を
虫等の駆除	実施するものとする。
	なお、消毒の方法は感染症法施行規則第 15 条の規定により、対象となる
	区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒
	が行えるような方法により行うこと。
(3) 患者等に対	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症法に基づいた対
する措置	策をとる。
(4) 生活用水の	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給
供給	を行うものとする。
	生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の
	実情の応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理
	に留意すること。
(5) 避難所の感	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容す
染症予防指導	るため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いこ
等	とから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。
	この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協
	力を得て感染症予防の万全を期するものとする。なお、感染症予防活動の重
	点的項目は次のとおりとする。
	アー疫学調査
	イ 消毒の実施
	ウ 集団給食の衛生管理
	エの飲料水の管理
	オ その他施設の衛生管理
(6) 予防教育及	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織
び広報活動	その他各種団体を通じて地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広
	報活動を強力に実施する。

※ 薬剤については、【一般災害対策編 第3部第3章第6節 感染症対策、食品衛生、生活衛 生対策計画】を参照する。

3 防疫体制の強化

救護支援班は、防疫部隊を編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、 徹底を図る。

- ア 感染症の発生状況、原因の把握、調査
- イ 健康状態の把握、健康診断の実施
- ウ 清掃、消毒の方法の習熟、市民への広報、周知
- エ 安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。
- オ 優先地域、優先患者の確認

4 避難所の防疫指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多いので、次の措置を実施する。

《 避難所における防疫指導 》

- ア 避難所の清掃、消毒
- イ 避難者に対する健康調査の実施
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施(なるべく専従者とする。)
- エ 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- オ 飲料水等の水質検査の実施指導(使用の都度消毒)
- カ 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- キ トイレの清掃
- ク 簡易トイレの設置
- ケ 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

第2 衛生対策

1 健康診断、臨時予防接種

(1) 健康診断への協力

疫学調査の結果、必要があるときは「感染症法」第 17 条の規定により知事が行う健康診断 に協力する。

(2) 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、「予防接種法」第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

2 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不能となり、市民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

- (1) 公衆浴場の斡旋
 - ア 市公衆浴場の被災現状の把握
 - イ 斡旋の方策

県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて、受入れ体制を協議する。

第5節 し尿・ごみ・清掃計画

本計画は、津波災害発生地における一般廃棄物による環境汚染を防止するため、被災地におけるごみの収集及びし尿のくみ取り処分、へい獣の処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第8節 し尿・ごみ・清掃計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□市民支援班 □建設班

第1 清掃対策

1 津波災害廃棄物処理の実施

- (1) 災害廃棄物処理計画
 - ア 速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し、処理施設の確保及び応急復旧に努める。
 - イ 倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、解体業者、産業廃棄物業者及び建設業者等 と連携した収集体制を確保する。
 - ウ ごみ収集及び処理計画を立案し、市民に対して「ごみ排出」に関する広報を行う。
 - エ その他所要の計画に基づいて実施する。
- (2) 実施方法

津波災害時に発生したごみは、市民の協力を得て収集するとともに、臨時集積所に一時集積 し、委託業者と連携して収集処理にあたる。

(3) 臨時集積所:公共的な空地 臨時集積所は、環境衛生上の問題を考慮する。

2 ごみ収集、運搬及び処分の方法【 資料編*1 参照 】

- (1) 市は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を定めておくとともに,近隣の市町村と緊急時の施設の利用や,必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておくものとする。
- (2) 清掃部隊の編成

津波災害時における廃棄物の処理は、委託業者により収集し処理するとともに、道路、公園等の公共的な場所については、清掃部隊を編成しその収集処理にあたる。また、市において処理が困難な場合は、鹿児島県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、県に要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

- (3) 一般廃棄物の収集は、避難所及び被災地に市の収集車両を優先的に配車して行う。
- (4) 収集したごみは、ごみ焼却施設において焼却とし、やむを得ない場合は必要に応じ、野天焼

^{*1 ●} 資料 3.3.8-(1) ごみ焼却施設

き埋没等環境衛生上支障のない方法で行う。

(5) 処理が困難な場合は、県に応援斡旋を依頼し、近隣市町のごみ焼却施設に応援を要請する。

第2 し尿処理対策等

1 し尿収集、運搬及び処理の方法

- (1) し尿は、収集運搬車により収集し、原則としてし尿処理施設及び下水道の終末処理施設で行う。やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。 この収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準により実施する。

2 ライフライン機能の代替措置

津波災害によりライフラインが被災し、下水道による処理が困難となる場合が想定される。 その場合、以下に示す方法により処理することとする。

- (1) 仮設トイレ等を使用し、その確保設置を早急に実施する。
- (2) 貯留したし尿の処理はし尿処理施設で行うが、やむを得ない場合、農地還元等環境上支障のない方法により実施する。

3 仮設トイレの設置、確保

(1) 仮設トイレ等の設置

仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレの機種選定には、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておき、設置した場合は市民に周知する。

- (2) し尿収集・処理計画【 資料編*2 参照 】
 - ア 仮設トイレ等の設置状況

津波や地震災害が発生した場合、仮設トイレ等の設置状況を掌握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

被害状況、収集場所等の情報を基にくみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、 し尿処理施設に搬入して、し尿の処理を行う。

(3) 避難所等への仮設トイレの設置について、鹿児島県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、設置場所、数量等を確認し、必要に応じて専門業者、県等に協力

^{*2 ●} 資料 3.3.8-(2) し尿処理施設

【 津波災害対策編 】 〈第3部 第3章 第5節 し尿・ごみ・清掃計画〉

を要請する。

4 家畜等処理方法

保健所長の指示に従い、原則として死亡獣畜取扱場で処分し、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない方法で処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が漏出しないようにする。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をする。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずる。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示する。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第6節 障害物の除去対策計画

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第9節 障害物の除去対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□建設班 □消防班

第1 障害物の除去

1 障害物除去の対象

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、又は二次災害を防止するため、住家、又は その周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われ るように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

- (1) 山(がけ)崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。 市で措置できない場合は県等へ応援を要請する。
- (2) 河川等の障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

《 障害物除去の対象 》

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
- ウ 屋敷内に運びこまれているため家の出入が困難な状態であること
- エ 自らの資力によっては除去ができないものであること
- オ 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- カ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
- キ 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

2 作業要員

除去作業は、建設対策部と消防対策部があたるが、被害が大規模な場合は、地元住民の協力を 得るほか、必要な場合自衛隊の派遣を要請する。

3 除去した障害物の処理

可燃物は、原則として焼却施設で処理する。やむを得ない場合は、市長の指示する公共的な空地に一時的に集積し、焼却施設で処理する。また、不燃物は市の不燃物処理施設で処理する。

4 障害物保管等の場所

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の妨げとならない場所を選定する。
- (3) 工作物等を保管した場合は、保管をはじめた日から14日間工作物名、その他必要事項を公示する。
- (4) 盗難等の危険のない場所を選定する。

〈第3部 第3章 第6節 障害物の除去対策計画〉

5 障害物の保管等

土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項を留意して保管する。

(1) 障害物の保管期間及び帰属

保管した工作物等又は売却した代金は、公示の日から起算して6ヵ月を経過しても返還する 相手方が不明等で返還できないときは、その工作物等または売却した代金は市に帰属する。

(2) 障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し、代金は保管する。

(3) 障害物除去の費用、期間等

災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

第7節 行方不明者の捜索、遺体の処理等計画

本計画は、災害により行方不明になっている者(生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て)の捜索を計画的に行い、遺体の収容、処理、埋火葬等を円滑に実施するものである。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第10 節 行方不明者の捜索、遺体の処理等計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、 万全を期する。

$\langle\!\langle$	主	72	扣	业	班	\\
//	土	14	14	=	坦	- //

□本部総括班 □福祉班 □市民支援班 □消防班

第1 行方不明者の捜索

1 対象者

《 行方不明者の捜索及び収容埋火葬対象者 》

- ア 災害により行方不明となり、所在の確認できなくなった者
- イ 災害により行方不明の状態にある者で、四囲の状態から既に死亡していると推測される者
- ウ 死亡と確認された者

2 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、**消防班**が主体となり、捜索部隊を編成し、薩摩川内警察署長及び串木野 海上保安部長と協力して実施する。

3 市捜索隊の編成

市捜索隊は、災害の規模、行方不明者数、捜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部を中心にその他の対策部要員をもって編成する。

なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

4 関係機関への通報

市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに警察署長に通報するものとする。この場合、行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、串木野海上保安部長に通報し、捜索を依頼する。

なお、通報事項は次のとおりとする。

- (1) 行方不明者の人数
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年、月、日、時刻等
- (4) 行方不明となっていると思われる地域
- (5) その他行方不明の状況

〈第3部 第3章 第7節 行方不明者の捜索、遺体の処理等計画〉

第2 遺体の収容埋火葬

1 実施者

遺体の収容は**福祉班**が、遺体の埋火葬は**市民支援班**が主体となり、県、警察等関係機関の応援を得て実施する。

2 遺体の埋火葬方法

- (1) 身元不明の遺体については、警察、その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
- (2) 被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人として取り扱う。
- (3) 死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、近隣市町への協力要請により広域的に必要数の確保を図る。

災害救助法が適用される災害による被害が生じた場合は、【一般災害対策編第3部第3章第 10節 行方不明者の捜索、遺体の処理等計画】の遺体の収容埋火葬に準ずる。

	《 遺体の埋葬方法 》					
	実施する場合	方 法				
ア	災害時の混乱の際に死亡した者	ア 原則として火葬とする。				
イ	災害のため埋火葬を行うことが困	イ 埋火葬、納骨に必要な物資等は現物支給				
	難な者					
ウ	緊急に避難を要するため、遺族が時					
	間的にも労力的にも埋火葬を行う					
	ことが困難な者					
エ	墓地又は火葬場が浸水又は流失し、					
	個人の力では埋火葬を行うことが					
	困難な者					

3 埋火葬処理施設 【 資料編*1 参照 】

本項については資料編を参照する。

3-3-19

^{*1 ●} 資料 3. 3. 10-(1) 火葬施設

第8節 住宅の供給確保計画

本計画は、津波災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができない者に、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施するものである。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第11 節 住宅の供給確保計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□福祉班 □建設班

第1 応急住宅対策

- 1 津波災害後の応急措置の内容
 - (1) 被災建築物の調査の実施
 - (2) 応急住宅修理計画検討
 - (3) 仮設住宅建設計画検討

2 応急住宅対策の実施

得て実施する。

- (1) 被災建築物の調査の実施 津波災害後の建築物調査は被害調査報告に基づき実施する。
- (2) 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定 津波災害により被災した建築物及び宅地が、余震等による二次災害に対して安全が確保でき るか否かの判定を、鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者の協力を

ア 応急危険度判定従事者派遣要請 県に対し、応急危険度判定に従事する、建築技術者等の派遣を要請する。

イ 応急危険度判定活動

応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル ((財)日本建築防災協会・ 全国被災建築物応急危険度判定協議会発行)」の判定基準に基づき行う。

(3) 二次災害防止のための応急措置 被災建築物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

- 1 応急仮設住宅の建設【 資料編*1 参照 】
 - (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の策定と実施は、市長が行う。
 - (2) 救助法が適用され、知事により救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。
 - (3) 仮設住宅の建設は建設班が実施する。

^{*1 ●} 資料 3. 3. 11-(1) 応急仮設住宅建設候補地

〈第3部 第3章 第8節 住宅の供給確保計画〉

2 住宅の応急修理

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法を適用され、知事に救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。
- (3) 住宅の応急修理計画(救助法の適用)

	《 住宅の応急修理要領 》
修理費用	国が示す限度額以内

修理期間 災害発生日から30日以内(厚生労働大臣の承認を得て期間の延長あり。)

3 対象者

《 応急住宅供与対象者 》

災害のため

- ア 住家が全壊(焼)又は流出した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者
- エ 災害地における住民登録の有無は問わない。

《 住宅応急修理対象者 》

災害のため

- ア 住家が半壊(焼)し、当面の日常生活が営み得ない状態の者
- イ 自らの資力では応急修理をすることができない者

《 仮設住宅供与の要点 》

- ア 応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見 を聴取する等、被災者の資力やほかの生活条件を十分に調査する。
- イ 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その 目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨 を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

第3 仮設住宅建設計画

1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅を建設する必要があるときは、災害発生後、避難者の健全な市民生活の早期確保 を図るため、速やかに県と協議のうえ仮設住宅の建設を行う。ただし、被災者の入居手続き等を 円滑に行うとともに、生活再建についても十分配慮する。

(1) 応急仮設住宅の供与

被災の規模、被災世帯等に応じ、応急仮設住宅の供与を実施する。

- ア 速やかに住宅被害状況を把握し、その応急復旧に努める。
- イ 応急仮設住宅の建設計画を立案し、市民に対して入居募集等の広報を行う。
- ウ 入居世帯数の不足に応じて、近隣市町の協力を得る。
- エ 入居後の生活再建策、災害弱者対策等を配慮した入居措置を検討する。
- (2) 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、県及びあらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

(3) 公的住宅空家の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、 関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や都市基盤整備公団等が管理する公営住宅や公的 住宅等の空家の被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

2 応急仮設住宅の建設計画(救助法の適用)

応急仮設住宅のための対象者、戸数、規模、着工及び期間等は災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

	《応急住宅建設要領》		
設 置 場 所	飲料水、衛生環境、交通の利便を勘案のうえ、原則として公有地。それ		
	が困難なときは県又は私有地 (所有者と協議)		
設 置 規 模	1 戸あたり 29.7 ㎡ (9 坪) 以内		
設 置 費 用	国が示す限度額を基本とする。		
着工期間	災害発生日から20日以内に着工(厚生労働大臣の承認を得て期間の延長		
	あり。)		
供与期間	完成の日から2か年以内		
構造	木造住宅及び組み立て式住宅 ((一社)プレハブ建築協会等)		

3 仮設住宅等の入居者の選定

(1) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは、世帯1か所限りとする。

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、市に住宅を割りあてるものとする。

〈第3部 第3章 第8節 住宅の供給確保計画〉

割りあてに際しては、原則として当該市の自治会内の住宅を割りあてるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町村相互間で融通しあうものとする。

住宅の割りあてを受けた市町村は、当該市の被災者に対し募集を行う。

(4) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

4 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

5 その他の収容施設の設置

野外収容施設(テント借上、プレハブ、公共建物)は、応急仮設住宅を設置するまでの間、臨 時的に設置する。

6 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の調達は、次の方法のいずれかによる。

- (1) 国有林野産物(木材)払い下げ申請書、又は災害救助法適用による応急仮設資材の払い下げ申請書を県(林務水産課長)に提出する。
- (2) 北薩森林管理署から資材の売渡しを受ける。
- (3) 各請負建設業者に一括請負させる。 あらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

7 公的住宅の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、 関係機関等への協力要請を行った上で、県等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急 住宅としての一時使用を要請する。

第9節 文教対策計画

本計画は、学校施設の被害及び児童、生徒のり災に対処して応急教育の確保を図るものである。 津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第12 節 文教対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□教育班

第1 文教対策

1 実施責任者

災害発生後の措置、応急対策を迅速に行うため、市災対本部、教育委員会及び各学校間の通報 連絡を密にしなければならない。

- (1) 小・中・義務教育学校、その他の文教施設の災害対策は、市長が行う。
- (2) 児童、生徒に対する応急措置等は、市教育委員会が行う。 なお、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

(3) 各学校の文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市の学校、幼稚園	市教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事(県立短大)
災害救助法が適用された場合におけるり災	
小・中・義務教育学校児童生徒に対する学用	知事の委任を受けた市長
品の給与	
私立学校、私立幼稚園	学校法人等の長

2 児童、生徒の安全確保

《 児童、生徒の安全確保 》

- ア 休校措置(災害発生のおそれがあるとき、又は発生したとき)
- イ 保護者又は教員が引率しての登下校(避難)
- ウ 安全な通学路(避難路)、避難所の周知徹底

〈第3部 第3章 第9節 文教対策計画〉

3 応急教育の実施

(1) 施設の確保

近隣の学校から借用した教室、又はその他の施設で実施する。

《 応急対策 》

- ア 被害施設、箇所の速やかな応急修理
- イ 屋内運動場、講堂等の利用(一部使用不能の場合)
- ウ 公共施設の利用 (多くの施設が使用不能の場合)
- エ 応急仮校舎の建設
- ※地区コミュニティセンター等、公共施設等での応急教育は、教育委員会及び 各学校と協議の上、あらかじめ確保する場所で実施する。

(2) 実施方法

学校又は児童生徒が災害にあって正常な授業ができない場合は、校長は教育委員会の指示の下、次の方法で応急教育を行う。

《 応急教育の実施方法 》

教育委員会の指示により

- ア 臨時に学級を編成し、複式学級又は二部授業等を設ける。
- イ 教場を分散しての出張授業
- ウ 休校しての自宅学習及び巡回指導

第10節 義援金・義援物資等の取扱い計画

津波や地震災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章 第13節 義援物資等の取扱い計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を 期する。

《 主な担当班 》

□財政車両管理班 □市民支援班 □福祉班

第1 義援金品の受入れ計画

1 義援金品の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

関係機関等の協力を得ながら、市民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないもの状況を把握し、そのリスト及び送り先を市災対本部並びに報道機関、インターネットを通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 被災者のニーズ

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地の需要について品目、数量を明らかにして、報道機関、インターネットを通じて広報を行う。

(3) 義援金の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、市及び関係団体は義援金の募集を行う。

2 物資の購入及び配分計画

市民支援班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、市民支援班及び避難所の救助班員及び避難所要員に通知する。

第2 受付方法

1 義援金品の受付

《 義援金品の受付要領 》

- ア 受付期間は、概ね災害発生の日から1か月以内とする。
- イ 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- ウ 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- エ 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- オ 受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

《 受付帳簿の様式 》

義援金品受付状況報告

(機関名)

受付日時	金	額		寄	贈者	
文门口时	(品名、	数量)	氏	名	住	所

第3 配分方法

〈第3部 第3章 第10節 義援金・義援物資等の取扱い計画〉

1 対象者

災害により住家が全半壊(焼)、流失、埋没及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

以下の災害による被災者を目安に義援金及び義援物資を配分する。

《 義援金品配分対象者 》

- ア 死者、重傷者(義援金のみ)
- イ 全壊 (焼) 世帯
- ウ 流失世帯
- 工 半壊 (焼) 世帯
- 才 床上浸水世帯

2 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 市に送付されたり災者に対する義援物資は**福祉班**で受け付け、義援金は**財政車両管理班**で受け付け記録したのち、それぞれの班において保管する。
- (2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により計画配分する。
- (3) 義援金については、出来る限り迅速な配分に努める。

3 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、**市民支援班**及び**福祉班**が配分計画により災害対策要員及び自治会長等の協力を得て迅速、かつ的確に実施する。

また、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。ボランティアの受入れは市社会福祉協議会が窓口となり行う。

4 日赤救援物資及び義援金の保管

り災者に送付された義援金は、日本赤十字社鹿児島県支部へ引き継がれ管理される。

5 配分基準

日本赤十字社鹿児島県支部へ引き継がれた義援金は、配分委員会において配分の対象、基準、方法、時期並びにその他の必要事項について決定する。

第11節 農林水産業災害の応急対策計画

本計画は、津波災害から農作物を保護するため各種災害時における事前、応急、事後の各段階でとるべき対策を定め、もって各種災害による農林水産物被害を軽減する。

《 主な担当班 》

□農林水産班

第1 事前及び事後対策

1 事前対策

津波により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を確立し、 農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事前対策の指導を行う。

2 事後対策

市は、津波災害に伴う水害、塩害等により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を確立し農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行う。

第2 応急対策

1 農業用施設応急対策

- (1) 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な措置を要請し、事後の本復旧を推進する。
- (2) 浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- (3) 農林業施設の応急対策
 - ア 浸水時の用水路やポンプ等による排水
 - イ 破損箇所の応急復旧
 - ウ 流入した土砂・樹木等の除去
 - エ 林道の応急復旧

2 種苗の確保

- (1) 市長は、津波災害により、農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- (2) 病害虫防除対策

県の指導を仰ぐとともに、農業改良普及センター、農業協同組合及びその他の関係機関と協力して、具体的な防除策を措置する。

ア 緊急防除対策の樹立

津波災害により病害虫が発生し、又はそのおそれがあるときは、病害虫緊急防除対策を確立する。

イ 緊急防除指導班の編成

〈第3部 第3章 第11節 農林水産業災害の応急対策計画〉

特に必要と認めたときは緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図る。

ウ 空中散布防除の実施

広域にわたって病害虫の発生がみられ、集団一斉防除が必要と認められるときは、空中散布防除を実施する。

エ 農薬の確保

津波災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県経済農業協同組合連合会及び県農薬 卸商業協同組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼する。また、必要に応じ県内農薬製造業 者に対し、必要量の緊急生産を要請する。

3 畜産応急対策【 資料編*1 参照 】

(1) 家畜の管理

津波災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難 させるものとし、この場合の避難所の選定、避難方法について必要あるときは、市においてあ らかじめ計画しておく。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県(家畜保健衛生所)及び獣 医師会の協力を得て、畜舎消毒及び家畜診療等の必要な防疫活動を実施する。

災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして、市に届出を行わせるとともに家畜防 疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。

- ア 被災家畜に伝染性疫病の疑いがある場合、又は伝染病発生のおそれがあると認められる場合には**農林水産班員**を被災地に派遣し緊急予防措置をする。
- イ 津波災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は市長の要請により診療班を被災地 に派遣する。

ウ 飼料の確保

津波災害により飼料の確保が困難となったときは県経済農業協同組合連合会及びその他 飼料業者に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行う。

《 家畜管理のための応急措置方法 》					
感染症の予防	(1) 家畜保健衛生所による予防注射の実施 (2) 診療班(家畜保健衛生所及び獣医師会で編成)による巡回家畜				
飼料の確保	診療の実施 (1) 県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 (2) 県への飼料業者に対する確保、供給の斡旋依頼				

(3) 畜産関係施設の代替施設の確保

飼料関係施設・食肉処理場等の畜産関係施設が被災し、操業停止となった場合には、非被災地域の施設において、被災した施設の業務を補完できるよう、関係機関・団体に対し協力を要請するとともに、必要に応じて、県及び他の地方公共団体に対しても協力・支援を要請す

^{*1 ●} 資料 3.3.14-(1) 農林水産防疫機関

る。

4 水産物応急対策

(1) 水産養殖用種苗並びに飼料等の確保 津波災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産 を確保するため、斡旋を行う。

(2) 病虫害の防疫指導

津波災害により水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策について指導を要請する。

第4章 社会基盤の応急対策

	第1節	電力施設の応急対策計画	□九州電力(株)
	第2節	ガス施設の応急対策計画	□南日本ガス(株) □鹿児島県エルピーガス協会
	第3節	上水道施設の応急対策計画	□上下水道班
	第4節	下水道施設の応急対策計画	□上下水道班
	第5節	電気通信施設の応急対策計画	□西日本電信電話(株)
	第6節	道路・河川等公共施設の応急対策計画	□建設班 □各班
_	第7節	鉄道施設の応急対策計画	□本部総括班 □九州旅客鉄道(株) □肥薩おれんじ鉄道(株)
•			

第1節 電力施設の応急対策計画

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第1節 電力施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《主な担当機関》

□九州電力(株)

第1 電力施設災害対策

1 電力施設災害対策

津波災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、 速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行 う。

2 情報の収集、報告

対策組織の長は災害が発生した場合、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに 上級対策組織に報告する。

- (1) 一般情報
 - ア 気象、地象情報
 - イ 一般被害情報
 - 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、

通信、放送、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報 ウ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状 況)

- エ その他災害に関する情報(交通状況等)
- (2) 当社被害情報
 - ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況
 - イ 停電による主な影響状況
 - ウ 復旧機材、応援、食料等に関する事項
 - エ 従業員の被災状況
 - オ その他災害に関する情報

3 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

4 災害時の広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、防災行政無線及び 広報車により直接住民へ周知する。

〈第3部 第4章 第2節 ガス施設の応急対策計画〉

第2節 ガス施設の応急対策計画

ガス施設に関する災害応急対策については、南日本ガス㈱が定める防災業務計画に基づき行う。 なお、事業者の防災業務計画は、ガス災害に対する住民の保護を主眼とし次の事項について定める。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第2節 ガス施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当機関 》

□南日本ガス(株) □ (一社) 鹿児島県LPガス協会

第1 都市ガス施設等の応急対策計画

ガス事業者は、保安規程、ガス漏えい及び導管事故等処理要領により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制をとる。

津波等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲にわたる供給停止等、ガス事業 者単独では復旧に日数を要する場合には、日本ガス協会九州地方部会組織を通じて救援を要請し、 的確な対応を図る。

1 被災状況の把握

都市ガス事業者は、津波災害に関する情報を収集し、被災状況を集約するとともに、その対策を行う。

2 情報の連絡・広報

(1) 情報の連絡

津波災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を市・県及び関係機関等に密に連絡する。

(2) 広報

津波災害の発生が予想される場合、住民に対して見込まれる被害状況及び復旧状況、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報は、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

3 応急復旧計画

(1) 災害対策本部の設置等

ガス事業者は、津波災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害対策本部を設置する等対策要員を確保し、必要な措置をとる。

(2) 応急措置

災害対策本部は、津波災害が発生し二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

ア 製造所の製造量及び送出量の調整・停止

- イ 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止
- ウ 製造所・整圧所・ガバナステーション及び市内の主要バルブ放散口からの放散
- エ ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的しゃ断
- オ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- カ その他、状況に応じた適切な措置

(3) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ア 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- イ 供給停止地域の供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開
- ウ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- エ その他、現場の状況により適切な措置

(4) 火災発生対策

ガスが漏えいした場合、拡散しにくいため、着火の危険性が高いのが特徴であり、局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家毎にガス使用を遮断し、広範囲に広がる場合は地域別に、又は全域のガスの使用を遮断する等の措置をとる。

第2 LPガスの災害応急対策計画

津波等の非常事態の発生により、ガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、 もってガスの供給を再開し、被災地住民の人身及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

《 LPガスの特徴 》

LPガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の 1.5 倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。

1 災害広報計画

ガス施設の被害により一般に影響がある場合、住民に対し避難その他の安全措置について広報する。

2 施設応急復旧計画

(1) 救援要請

津波災害により広範囲にわたりLPガスの供給が必要な場合には、LPガス協会組織を通じて救援を要請し、必要な容量を確保する。

(2) ガスボンベの転倒防止

マイコンメーターの設置やガス転倒防止等の事前対策を各家庭へ周知しておく。

3 保安計画

LPガス施設の被災状況の確認、必要な保安措置、ガス漏洩の早期発見等の方法等について定め、二次災害の防止に努める。

第3節 上水道施設の応急対策計画

上水道施設の耐震性等を強化して、津波災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の 復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第3節 上水道施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□上下水道班

第1 上水道施設応急対策

1 応急対策要員、資機材の確保

原則として市災対本部の**上下水道班**の人員、資機材で行うが、市災対本部のみでは応急復旧が 困難な場合には、市指定給水装置工事事業者に協力を求める。

2 工事事業者等への応援要請

応急復旧工事は、市指定給水装置工事事業者等の協力を得て実施する。ただし、被害の状況 により近隣市町等に応援を要請する。

3 応急措置の内容

(1) 応急措置

《 水道施設の応急措置内容 》

- ア 汚物等の有害物混入防止(場合によっては使用一時中止)
- イ 取水、導水、浄水施設の防護
- ウ 給水車等の応急給水の確保(使用不能の場合)
- エ 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ 施設の応急復旧計画の策定(優先給水の検討)

(2) 初期の段階

- ア 復旧部隊の編成
- イ 調査員(危険箇所、漏水箇所の調査)
- ウ 監督員(工事監督、弁操作)
- (3) 第2段階

近隣市町等に工事支援を要請し対応する。

(4) 応急復旧工事の順序

初期段階	ア	仕切弁を止める	
	1	導水管の調査及び復旧(仮設配管等の対応含む。)	
	ウ	送水管の調査及び復旧(仮設配管等の対応含む。)	
	工	配水管(幹線管路)の調査及び復旧(仮設配管等の対応含む。)	
第2段階	ア	緊急に水を要する施設(病院、福祉施設等)に対する給水については仮	
	討	設配管等で対応する。	
	イ	各家庭における止水栓(第1止水)を止める。	
	ウ	緊急拠点配水地点、学校、公民館等の避難所において臨時給水を行う。	
	工	配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以	
	Т	上の作業を繰り返し継続する。(修理箇所の調査は、配水エリアを限定し	
	<i>†</i>	よがら順次給水区域を拡大する。)	

(5) 取水施設

取水施設の被災に対しては、あらかじめ必要な応急復旧用資機材により応急復旧を行う。

(6) 送水施設

ア 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

イ 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。

(7) 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復旧後、速やかに加圧送水ができるよう努める。

〈第3部 第4章 第4節 下水道施設の応急対策計画〉

第4節 下水道施設の応急対策計画

公共下水道は、津波災害等の被害を防止するため、雨水、市街地の環境整備及び公共用水域の 水質汚濁を防止するよう、施設の早期復旧を実施する。

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第4節 下水道施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□上下水道班

第1 下水道施設応急対策

1 応急対策要員、資機材の確保

原則として市災対本部の**上下水道班**の人員、資機材で行うが、市災対本部のみでは応急復旧が 困難な場合には、下水道協会等に協力を求める。

2 応急措置の内容

(1) 応急措置

《 下水処理施設の応急措置内容 》

- ア 汚水処理施設の防護
- イ 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- ウ 汚水処理(仮設トイレの設置)に関する調整
- エ 施設の応急復旧計画の策定(優先処理の検討)

(2) 汚水排水施設等の応急対策

- ア 津波で被害を受けた排水施設等については、速やかに復旧する。
- イ トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場を設置し、 あるいは共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。
- ウ 処理場への流入についても、計画的処理を崩さないよう努力する。
- 工 管渠

排水施設等管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。

オ ポンプ場及び処理場

停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合、自家発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態が起こらないようにする。

カ 二次災害の備え

特に、防護の必要のあるものに対しては、二次災害に備え、所要の資機材を調達し応急復 旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策計画

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第5節 電気通信施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当機関 》

□西日本電信電話(株)

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 国内通信施設災害対策計画

津波災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に 基づき実施し、通信の確保にあたる。

2 情報の収集、報告

津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した 電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼動状況
- (6) その他の必要情報

3 社外関係機関との連絡

津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

4 災害時における広報

(1) 広報活動

津波災害が発生し、又は発生が予想される場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び 被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社 会不安の解消に努める。

(2) 広報の利用

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、自社ホームページ 等により直接当該被災地に周知する。

〈第3部 第4章 第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画〉

第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画

津波災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全 を期する。

《 主な担当班 》

□建設班 □各班

第1 公共土木施設対策

- 1 公共施設等の範囲
 - (1) 公営住宅
 - (2) 河川、道路、橋梁及び港湾・漁港、公園等の公共土木施設
 - (3) 社会福祉施設、児童福祉施設
 - (4) 学校教育施設、社会教育施設及び文化財、その他関連施設

2 応急対策

(1) 施設被害の把握、復旧計画の策定 被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復 旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。

(2) 緊急点検の実施

津波災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用 可否等の緊急点検を実施する。

(3) 市民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

(4) 応援要請

要員や資機機材が不足する場合は、必要事項を確認し、市災対本部で総括し関係機関へ応援 要請を行う。

3 市災対本部との連絡及び災害現場における指揮

- (1) 津波災害現場には、必ず無線を携帯し、市災対本部との連絡を密にする。
- (2) 津波災害現場の指揮は、本部長の下、関係機関の応援部隊と連携する。 現場指揮は次の任務を遂行する。
 - ア 応急対策要員の掌握と指揮
 - イ 被災状況の把握
 - ウ 応急内容と方法の判断と実施
 - エ 市災対本部と適切な連絡

4 応急措置の内容

《 各公共施設管理者の応急対策活動の基本 》

- ア 避難等による人命や身体の安全確保
- イ 施設の防護(防火、防災対策、初期消火等)
- ウ 文化財の搬出(文化財施設のみ)

(避難や文化財搬出方法等は、あらかじめ定めておく。)

5 市施設以外の施設の応急復旧

県道、県管理河川等の市施設以外の施設災害については、市災対本部から関係の管理者に通報 し、連絡をとりながら対応する。

〈第3部 第4章 第7節 鉄道施設の応急対策計画〉

第7節 鉄道施設の応急対策計画

《 主な担当班・関係機関 》

□本部総括班 □九州旅客鉄道(株) □肥薩おれんじ鉄道(株)

第1 鉄道施設対策 (九州旅客鉄道(株)・肥薩おれんじ鉄道(株))

1 津波災害発生時における列車の運転規則

津波災害発生時における列車の運転規則については、「運転取扱実施基準」、「鉄道事故並び に災害応急処理標準」及び「防災業務実施計画」に基づき対処する。

2 事故対策本部等

津波災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合の応急処理、復旧、救護等については、「鉄道事故及び災害応急処理標準」により、支社に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮、その他の業務を行う。

3 連絡通報体制

津波災害発生時における連絡通報は、「鉄道事故及び災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確、迅速を期す。

4 応急措置(案内広報等)

関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

5 応急復旧体制

復旧現場本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画、 資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

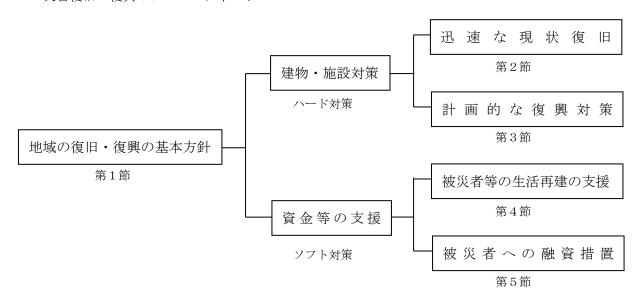
第 4 部 津波災害復旧・復興計画

第4部 津波災害復旧・復興計画

第1節	地域の復旧・復興の基本的方針	□各班
第2節	迅速な原状復旧計画	□各班
第3節	計画的復興計画	□各班
第4節	被災者等の生活再建等の支援計画	□各班
第5節	被災者への融資措置計画	□各班

津波災害による被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧・復興のフロー・チャート



第1節 地域の復旧・復興の基本的方針

市及び県は、被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、 迅速な原状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的 復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

《主な担当班》

□各班

〈第4部 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針〉

第1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。 復旧・復興は、市及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、市がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧計画

《主な担当班》

□各班

第1 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

第2 復旧事業の推進

1 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

- (4) 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県 単防災として行う等の計画を行う。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。
- (10) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

〈第4部 第2節 迅速な原状復旧計画〉

2 ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- (1) ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、市や県を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- (2) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

3 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、市町村は、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画に考慮した災害廃棄物の処理を行うものとし、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直す。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主催することにより、円滑な処理を促進する。

第3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - 砂防設備災害復旧事業計画
 - · 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設,病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第3節 計画的復興計画

《 主な担当班 》

□各班

第1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(地方公共団体間の連携、 国との連携、広域調整)を行う。

第2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- 1 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- 2 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- 3 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとや すらぎのある生活環境を創出する。

第3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような 土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等、 避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所と しての活用、臨時へリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と 協力を得るように努める。 〈第4部 第4節 被災者等の生活再建等の支援計画〉

第4節 被災者等の生活再建等の支援計画

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な 処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

《主な担当班》

□各班

第1 各種支援措置の早期実施

市及び県は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、市は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

第2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、県が、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供 を県に求めることができる。

第3 税対策による被災者の負担の軽減

市及び県は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

第4 住宅確保の支援

市及び県は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、 公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等空家を活用するほか、国に対し公団住宅等の活用を要請する。

第5 広報・連絡体制の構築

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、市域以外の市町村に避難した被災者に対しても、市と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第6 災害復興基金の設立

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

第7 雇用の創出

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

第8 その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業のあっせん、郵便葉 書等の無償交付、為替貯金の非常取扱、簡易保険郵便年金の非常取扱い等があるが、詳細は「市 地域防災計画【一般災害対策編】」に準じる。

〈第4部 第5節 被災者への融資措置計画〉

第5節 被災者への融資措置計画

市及び県は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、 つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推 進し、民生の安定を図る。

《 主な担当班 》

□各班

第1 資金選定の指導 [実施機関:中小企業支援課、農業経済課、環境林務課、関係機関等]

市その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

第2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別による。

1 農林漁業関係の融資

- (1) 天災融資法による経営資金及び事業資金
- (2) 日本政策金融公庫の災害資金

2 商工業関係の融資

- (1) 鹿児島県中小企業融資制度(緊急災害対策資金)
- (2) 日本政策金融公庫の資金
- (3) 商工組合中央金庫資金

3 民生関係の融資

生活福祉資金、災害援護資金

4 住宅資金の融資

- (1) 災害復興住宅建設補修資金
- (2) 一般個人住宅の災害特別資金
- (3) 地すべり関連住宅資金

第3 各種資金の貸付条件等

災害時における融資の各資金別の貸付条件等の詳細は「市地域防災計画【一般災害対策編】」に準じる。